Burgenpolitik des Erzbischofs Balduin von Trier (1307-1354) und Territorialastaat －vom Blickwinckel des Lehnswesens aus－

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18200

トリール大司教バルドゥインの城塞政策と領邦国家

——レーエン制の視角から——

桜井利夫

目次

一　はしがき
二　城塞レーエン
（一）　マイエン城塞
（二）　マルベルク城塞
（三）　キュルブルク城塞
（四）　モンタバウアー城塞
三　レーエン城塞
（一）　ビショフシュタイン城塞
（二）　フェーレン城塞
（三）　エルレンバッハ城塞とデールバッハ城塞
四　むすび

一　はしがき

トリール大司教バルドゥイン・フォン・ルクセムブルク Balduin von Luxemburg（大司教在位一三〇七—五四年）は、皇帝ハインリッヒ七世 Heinrich VII.（在位一三〇八—一三年）の弟並びに皇帝カール四世 Karl IV.（在

位一三四六―七八年）の大叔父として、さらにトリール大司教たる地位に基づき帝国大書記長Reichserzkanzler並びに帝国諸侯として、帝国の高級政治において重要な役割を演じた。[1] のみならず、大司教領トリール Erzstift Trier のレベルにおいて、聖職者として教会規律の確立、教会財団の設立及び法と秩序の回復に努めると同時に、ランデスヘルとして活発な領国政策をも展開した。彼は弱体な前任大司教ディーター・フォン・ナッサウ Dieter von Nassau（大司教在位一三〇〇―〇七年）が皇帝アルブレヒト一世 Albrecht I.（在位一二九八―一三〇八年）との戦争を戦い抜くためにトリール教会のあまたの財産や収益を質入・売却し、かくして大司教領を混乱と疲弊の内に残して去った後に大司教に就任した。[2] このように大司教のランデスヘルシャフトが危機的情況に陥っている最中に就任したバルドゥインは、ディーター以前の大司教、特にハインリッヒ（二世）・フォン・フィンスティンゲン Heinrich von Vinstingen（大司教在位一二六〇―八六年）の路線を継承しつつ、[3] ほぼ半世紀にも及ぶ長期の在任中首尾一貫して積極的な領国政策を推進し、遂にはその支配領域を従来の約二倍にまで拡大するほどの業績を上げたと評価されている。[4] バルドゥインが作り上げた領域国家の規模は以後一八世紀末のフランス革命の時点、つまり一八〇三年の帝国代表者主要決議 Reichsdeputationshauptschluß に基づく教会諸侯領の廃止の直前までほぼ変化がなかった故に、バルドゥインは領邦国家トリールの創設者と言われるほどである。[5]

バルドゥインは効果的な領邦国家の展開を目的として、特にアムト制 Ämterverfassung に基づく地方行政機構の整備、財務行政の合理化、文書主義の確立及びラント平和 Landfriede の確立に努めると同時に、精力的な城塞政策をも押し進めた。[6] 彼は歴代のトリール大司教の中で最大の城塞政策家であるのみならず、帝国レベルにおいても最も重要な城塞政策家であった。[7] バルドゥインは一三〇七年の大司教就任時に二一箇所しかなかったトリール教会の自由所有城塞 Landesburg を、その在任中三六箇所にまで増やすとともに、[8] レーエン城塞 Lehensburg（封臣にレーエンとして授封した城塞）についても、これを一九から一四四箇所にまで増やしている。[9] この

ような事実が既に、バルドゥインは精力的な城塞政策家であったことを窺わせる。本小稿は、上述のごとく彼がトリール領邦国制史上特筆すべき大司教であったこととも関連して、城塞と城塞の分野におけるレーエン制とが、大司教の活発な城塞政策を通じて、そのランデスヘル権力（領域権力）の拡充・強化に対していかなる寄与をなしたかを考察しようとするものである。考察は、若干の城塞を具体的に取り上げつつ、城塞レーエン Burglehen 政策、レーエン城塞政策の順序で進められる。[10] なお、帝国レーエン法がランデスヘル確力にいかなる影響を及ぼしたかという問題と城塞の分野以外におけるレーエン制とは差当り考察の外に置かれる。

（1） H.Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, neubearb. von H. Lieberich, 18. Aufl., 1988, S. 237 ; J. Leonardy, Geschichte des Trierischen Landes und Volkes, unveränderter Nachdruck der Ausgabe Trier 1877 (Zweite Ausgabe), 1982, S. 503f., 505f., 523ff., 531ff., 535ff ; J. Mötsch, Die Balduineen. Aufbau, Entstehung und Inhalt der Urkundensammlung des Erzbischofs Balduin von Trier, 1980, S. 1f. ; R. Laufner, Die Ausbildung des Territorialstaates der Kurfürsten von Trier, in : H.Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert II (Vorträge und Forschungen Bd. XIV, 1971), S. 136ff. ; E. Düsterwald, Kleine Geschichte der Erzbischöfe und Kurfürsten von Trier, 1980, S. 75f., 85.

（2） R. Laufner, Territorialstaat, S. 135 ; J. Mötsch, Die Balduineen, S. 1f., 77ff. 拙稿「一四世紀前半期トリール大司教バルドゥインの治世における城塞とランデスヘルシャフト――城塞レーエン政策の視角から――」、『金沢法学』、三三巻一・二合併号、平成三年、一一五頁以下も参照。

（3） W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Balduin von Trier (1307-1354), 1980, S. 18.

（4） R. Laufner, Territorialstaat, S. 144.

（5） J. Leonardy, Geschichte des Trierischen Landes und Volkes, S. 503, 534. 帝国代表者主要決議に関し、差当りH・ミッタイス＝H・リーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』、改訂版、昭和四六年、五〇八頁参照。

（6） J. Leonardy, a, a, O., S. 510ff., 515ff., 527, 530, 532ff. ; R. Laufner, a. a. O., S. 139-143.

（7） H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, in : H. Patze (Hrsg.), Die Burgen

im deutschen Sprachraum. Ihre rechts-und verfassungsgeschichtliche Bedeutung, 1976, S. 65 ; W. -R. Berns, Die Burgenpolitik, S. 18. 上掲拙稿、一一五頁。

(8) 上掲拙稿一一五頁。

(9) 上掲拙稿一一七頁及び同所註(15)参照。

(10) 以下本稿においては、次のように文献の略記を行なう。

Landeshauptarchiv, vormals Staatsarchiv, Koblenz

Abteilung 1C Nr. 2 = Codex Balduineus 2. Ausfertigung : CB II

Wilhelm Günther (Hrsg.), Codex Diplomaticus Rheno-Mosellanus. Urkunden-Sammlung zur Geschichte der Rhein-und Mosellande, der Nahe-und Ahrgegend und des Hunsrückens, des Meinfeldes und der Eifel, 1-5, 1822ff. : CRM

Karl Lamprecht (Hrsg.), Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter, 3 : Quellenband, 1885-1886, 2. Neudruck 1969 : DWL III

Adam Goerz, Regesten der Erzbischöfe zu Trier von Hetti bis Johann II. 814-1503, 2. berichtigter Neudruck der Ausgabe Trier 1861, 1984 : Regesten

Franz Irsigler (Hrsg.), Geschichtlicher Atlas der Rheinlande, 1985 : Atlas

Ludwig Petry (Hrsg.), Handbuch der historischen Stätten Deutschlands, V. Band : Rheinland-Pfalz und Saarland, 3. Auflage, 1976 : Handbuch V

二　城塞レーエン政策

大司教は自己の自由所有城塞を防衛するための封臣、つまりブルクマン Burgmann を獲得するために活発な城塞レーエン政策を展開したが、ここで我々は、三六箇所に上る自由所有城塞の中から、マイエン Mayen、マルベルク Malberg、キュルブルク Kyllburg、モンタバウアー Montabauer を取り上げて、各城塞について若干のブルクマンのレーエン寄進契約（レーエン受領書）を考察してゆくことにしたい。[1] なお筆者は、上掲拙稿において、

ベルンカステル Bernkastel、マンダーシャイト Manderscheid、ザールブルク Saarburg、ノイアーブルク・バイ・ヴィットリッヒ Neuerburg bei Wittlich (Novum castrum prope Witlich)、ハルテンフェルス Hartenfels、ヴェルシュヴィリッヒ Welschwillig の各自由所有城塞について大司教の城塞レーエン政策を考察した故に、本小稿はその補足の意味をも有するものである。(2)

（一） マイエン城塞

先ずマイエン城塞のブルクマンとして、① Gerhard von Mayen、② Dietrich von Kretz、③ Henno und ④ Heinrich von Bürresheim 兄弟を取り上げたい。(3) なおこの城塞は、ライン河 Rhein とモーゼル川 Mosel の合流地にあるコーブレンツ Koblenz の西南西約一五㎞の地点に位置し、(4) バルドゥインより三代前の大司教ハインリッヒ二世により一二八〇年に既に建設されていた。(5) また同九一年には国王ルドルフ・フォン・ハープスブルク Rudolf von Habsburg（在位一二七三―九一年）から都市法を授与されており、法的な意味における都市でもあった。(6)

①騎士たる Gerhard von Mayen［Gerardus miles de mayene］は、「マイエンにおける城塞の私の同閣下（大司教バルドゥイン）の封臣となるべく pro eo quod sim ipsius domini mei fidelis castrensis apud mayen」、四〇マルク・プフェニッヒ quadraginta marcis denariorum のレーエン寄進料を大司教から受領した。(7) それ故に Gerhard は、「マイエンの地に所在し Trunce と称する私の塔の城館をトリール司教区の尊敬すべき私の同閣下に既に寄進しており antedicto domino meo principi venerabili dyocesis Treverensis domum meam nomine Trunce turris in loco meyene sitam superpostavi ac supraporto」、またこの塔の城館を城塞レーエンとして再授封されている。(8) 塔の城館とは、塔を兼ねた城館を意味するのであろう。さらに Gerhard は「裁判区乃至テリトー

リウムたるマイエン〔城塞〕の中に位置する〔自己の〕財産から上がる……毎年の収益のうちから四マルク・プフェニッヒ・パガメント quatuor marcas denariorum pagamenti…redditum annualium…super bona in iudicio seu territorio meyen sita」を城塞レーエンとして寄進している。[9] 城塞守備の期間やその際の装備に関する記載はない。いずれにしても、Gerhard は大司教とのレーエン寄進契約を通じて、城塞（及び都市）マイエンにおける自己の財産たる塔と収益を大司教のレーエン制的支配権下に置いたことになる。また塔は、中世末期になって火砲が出現する以前の当時にあっては、重要な軍事施設であった。なおマイエン城塞が iudicium seu territorium とも呼ばれていたことにも我々は留意しておきたい（後述）。

②騎士 Dietrich von Kretz［Theodericus Cretzube miles］は四〇マルク・プフェニッヒ quadraginta marcis denariorum のレーエン寄進料を既に大司教から受領した代わりに、一三二三年「私達〔Dietrich とその妻 Elisabeth〕が村落 Kottenheim とその境界の両方において所有し・複数の邸宅・荘園・敷地・耕地・牧草地・放牧地又はいかなるものであれその他の物や権利から成り立っているすべての財産のその双方の部分を duas partes omnium bonorum in domibus cureis［curiis］ areis agris pratis pascuis seu aliis quibuscumque rebus et iuribus consistentibus que tenemus in villa Cuttenheim et eius confinio」大司教に寄進し、これを再び「マイエン城塞の城塞レーエン法に従って iure feodi castrensis castri meyene」授封された。[10] Kottenheim はマイエン城塞のほぼ真北約二・五㎞の地点に位置する故に、この城塞の近隣地である。[11] かくして Dietrich は大司教の自由所有城塞の近隣地に位置する相当大きな規模の自由所有財産を寄進し再授封されたことになる。また「マイエン城塞の城塞レーエン法」という文言からは、城塞に独自の城塞レーエン法なるものが妥当していたことも判明する。[12] なお Dietrich とその相続人は「さらに、当城塞において同大司教閣下又はその継承者達の側から要求された時には何時また何度でも武器を携えて自ら城塞居住の義務を果たすことを永続的に約束する promittimus in-

super pro nobis et nostris heredibus in perpetuum in dicto castro cum armis quandocumque et quocienscumque ex parte ipsius domini archiepiscopi vel eius successoribus requisiti fuerimus residentiam personalem facere」とともに、[13]「上述の財産又はトリール教会から現在保持し乃至将来保持するその他の財産を、全部であれ一部であれ、一人であれ複数であれその他の人間に再下封又は譲渡すべきでないこと、及びいかなる方法によってであれ今後同大司教閣下やその教会に反抗又は敵対すべきでないことをもetiam quod prefata bona seu alia quae ab ecclesia Treverensi tenemus vel tenebimus in futurum alii vel aliis in toto vel in parte non infeudabimus nec alienabimus et quod eidem domino archiepiscopo vel ecclesiae sue non rebellabimus nec contraibimus quomodolibet in futurum」約束している。[14] 右の文言から、Dietrich は六週間というトリール大司教領における標準的な城塞居住義務と異なり、大司教の要求に応じて常にこの義務を果たすという相当に重い負担を負ったことが分る。また城塞レーエンも含めて大司教が与えたあらゆるレーエン財産の再下封と譲渡との禁止は、大司教がレーエン財産の保全とこれに基づいて提供されるべきブルクマンの義務を確保しようと努めたことを物語る。ブルクマンが大司教とその教会に反抗又は敵対することを禁止された事実は、大司教が自らの支配に障害となるごとき危険要因を除去しようと努めたことを意味する。

③騎士見習い Henno von Bürresheim armiger gen. von Daun［Henno de Burinsheim dictus de Duna］は「その弟 Heinrich と共に以前から彼〔トリール大司教〕のマイエン城塞のブルクマンであった et Henricus meus frater antea castrenses in castro suo meyen」が、一三二〇年に改めて別の財産を大司教に寄進し、これを城塞レーエンとして再授封された。つまり Henno は三〇マルク・ケルンプフェニッヒ triginta marcis Coloniensium denariorum のレーエン寄進料を既に大司教から受領した代わりに、「完全な権利に基づき且つ自由所有財産として pleno iure et allodialiter」所有する次のような財産に関し、つまり「村落 Wellinc のテリトーリウム乃至裁

判区 territorium seu iudicium に所在する一四モルゲンの面積の耕作可能な土地 terra に関し、さらに通常 auf Schulme と呼ばれる耕作可能な土地 terra たる休耕地に関し、メンディッヒの耕地という名の土地並びに六モルゲンの面積を持つその付属地に関し、Brul という名の二つの牧草地に関し de quatuordecim iurnalibus terre arabilis iacentibus territorio seu iudicio ville de Wellinc item de novalibus terre arabilis vulgariter dictis vf Schulme agro dicto Mendichsacker et particulis attinentibus tenentibus sex jurnalia et duobus pratis nominatis Brul」改めてブルクマンとなり、同じく自由所有財産たる「Luexheim の私の荘園並びにその裁判権・権利・付属物の全部を curtim meam in Luexheim cum omnibus iurisdictionibus iuribus et attinentiis」大司教に寄進し再授封された。[15] 念のために付言すれば、この時「これらの財産のすべてが〔大司教に〕寄進譲渡された上で super quorum evictione」、Henno に再授封されたのである。[16] 村落 Wellinc は現在の Wehr であると推測されるが、Wehr はマイエン城塞の北北西約一〇㎞に位置し、その近隣地である。[17]「メンデッヒの耕地 Mendigsakker と呼ばれる土地」は、現在の Mendig に所在する土地の意味であるが、この Mendig はマイエン城塞の北北西約七・五㎞の地点に位置し、やはり城塞の近隣地である。[18] Brul は今日の Brohl bei Rhein か Brohl bei Mosel のいずれかであろうが、前者はマイエンから北北東約一五㎞、後者はマイエンの南約一三㎞の地点に位置する故に、いずれも近隣地である。[19] Henno の弟 Heinrich が Brohl bei Mosel の南南東五㎞地点に位置する Müden [Mudene] に荘園を所有していたので（後述）、兄 Henno の牧草地も Brohl bei Mosel にあった可能性が高い。さらに Luexheim は現在の Üxheim と同定されるが、これはマイエン城塞の西約三五㎞地点に位置し、やはりその近隣地である。[20] auf Schulme に関しては、その位置を筆者は特定することができなかった。

城塞勤務に関し、彼は大司教によって要求された時には何時でも自ら城塞居住をなす義務を負担した。彼は、Dietrich von Kretz と同様、トリール教会から保有している一切のレーエン財産について再下封又は譲渡する」

とを禁止されている。なおHennoが「正当な城塞レーエンが慣習法上及び法律上要求する義務・宣誓・誠実宣誓・勤務及び保護をもってcum onere iuramentis fidelitate serviciis et custodiis, que vera feoda castrensia de consuetudine postulant et de iure」城塞レーエンを受領したことにも我々は注目しておきたい。[21] けだし、ブルクマンは宣誓・誠実宣誓をなすことによって大司教への支配下に入り城塞勤務の義務を負わせられると同時に、他方において大司教の保護をも受けたこと、換言すれば大司教はブルクンを保護すべき義務を負担したことが、右の文言から判明するからである。

次に④騎士見習いHeinrich von Bürresheim［Henricus de Burinsheim armiger］は同じく一三二〇年に、兄のHennoとほぼ同一内容のレーエン受領書を大司教に提出している。[22] これによれば、Heinrichが大司教から受領したレーエン寄進料と負担した義務とは兄のものと全く同一である。Heinrichが寄進・再授封された財産も「von Bürresheimという名のMüdenにある荘園の私の持分meam partem curtis in Mudene dicte de Burensheim」を除けば、兄Hennoが寄進・再授封された財産と全く同一である。Müdenがマイエン城塞の近隣地であることは上述した。なお、Müdenの荘園は「von Bürrensheimという名の」を冠せられている故にBürresheim家の本拠地であったと推定してよいであろう。Bürresheimとは現在Mayen-Koblenz Kreisに属する地名であることもその有力な傍証となるであろう。[23] なおHeinrichの三名の息子達、つまりDietrich・Heinrich・Johann gen. von Daunは一三一一年に既にマルベルクのブルクマンになっている故に、Bürresheim家の一族がこの城塞のブルクマンとして大司教に勤務していたことになる。[24]

（二）マルベルク城塞

次にマルベルク城塞のブルクマンとしてHeinrich gen. Lystere von Malbergを取り上げたい。[25] この城塞は現

在 Kreis Bitburg-Prüm に属し、モーゼル川流域の都市トリールから北約三五㎞地点に位置する。[26] 大司教ハインリッヒ二世は一二七九年に既にこの城塞を、Malberg 家の嫡流が断絶する(同八〇年)直前に傍系たる Vinstingen 家から購入によって取得している。[27] 因に言えば、大司教ハインリッヒ二世はこの Vinstingen 家の出身であり、Heinrich von Malberg は断絶した Malberg 家の別の傍系である。[28] とするならば、マルベルク城塞は、本来、傍系のマルベルク家の祖先の本拠城塞であったことになる

さて、Heinrich gen. Lystere von Malberg [Henricus dictus Lystere von Mailberch] は大司教から既に二〇プフント・トリールプフェニッヒ viginti librae Treverensium denariorum のレーエン寄進料を受領した代わりに、一三二四年「マルベルクの近くの・礼拝堂が建っている Weich に所在し庭園が付属する領主館又は荘園、のみならず村落 Weich のテリトーリウムの中とその近くにある二〇モルゲンの耕作可能な土地 terra、Weich の近くの Eschdelle という名の村落にある一〇〇モルゲンの面積をもつ森林と平地、さらに Weich にある居住可能な邸宅三棟 domum seu curiam cum orto sitas apud cappellae Wich prope Mailberg necnon viginti iugera terre arabilis in territorio et circa villam Wich et centum iugera tam silvarum quam camporum sita in loco dicto Eschdelle prope Wich,item tres mansiones habitabiles in Wich」を大司教に寄進譲渡した上で super eorum evictione、マルベルクの城塞レーエンとして再授封された。[29] 「マルベルクの近くの・礼拝堂が建っている Weich に所在する荘園」に関しては、「同荘園の裁判権・権利とそのすべての付属物も cum iurisdictione iure et pertinentiis eiusdem curie universis」寄進・再授封の対象とされている。[30] 言うまでもなく、「右に述べた財産は全部、自由所有財産として我々〔ハインリッヒと妻〕の所有物であった que bona omnia allodialiter ad nos pertinebant」。Weich は Malbergweich と同一であり、マルベルク城塞と同じく現在 Kreis Bitburg-Prüm に属する。[31] Malbergweich の地名それ自体と「マルベルクの近くの… Weich」という記述から、Malbergweich は明らか

にマルベルク城塞の近隣地である。村落 Eschdelle も、「Weich の近くの」という形容詞句を伴っている故に、やはりこの城塞の近隣地である。勤務期間と勤務態様の点で、Heinrich とその相続人達は「継続的に毎年、七週と三日間及び大司教閣下の側から要求されたところに応じてそれ以上の期間、武器と馬を携えて当城塞において自ら城塞居住を行なうことを ego et mei heredes singulis annis perpetuo tribus diebus et sex septimanis et ultra prout ex parte domini archiepiscopi fuerimus requisiti cum armis et equis in dicto castro facere residentiam personalem」義務づけられた。[32] さらに Heinrich は、右のレーエン財産を含めて、現在又は将来トリール教会から保持する一切のレーエン財産を再下封・譲渡しないことと、トリール大司教とその教会に反抗・敵対しないことを約束している。[33] ハインリッヒのこのレーエン受領書には、「上述のすべての寄進財産を……優先的レーエンと同大司教閣下のマルベルク城塞のブルクマネンとの法に従って prefata bona omnia ……iure feodi ligii et castrensium castri dicti domini archiepiscopi Mailberg」受領したという記述が現れることにも我々は注目しておきたい。[34] けだし優先的レーエン feodum ligium 関係は、大司教のその他の封主に優越する権力を基礎づけるとともに、「マルベルク城塞のブルクマネンの法」という言葉は、この城塞のブルクマン達を規律する独自の法が妥当していたことを示唆しているからである。[35] なお、マルベルク城塞の周辺地が dominium と呼ばれていたことを付言しておきたい（後述）。[36]

（三） キュルブルク城塞

キュルブルク城塞のブルクマンとして、① Johann von Erdorf と② Gerhard von Lieszingen を取り上げることにしたい。[37] この城塞は一二三九年バルドゥインより五代前の大司教テオデリッヒ二世（大司教在位一二一二―四二年）により、上述のマルベルク家と対決する政治目的のために建設された。[38] これを象徴するかのように、

キュルブルク城塞はマルベルク城塞の南東二―三kmという近接の地点に位置する。[39] なお、この城塞に大司教の直轄領が付属して存在していたことが史料上確認される。アムト・キュルブルクのアムトマンAmtmannが在職中に支払うべきであった大司教の収入がその退職後になってもなお支払われなかった故に、大司教がその支払いを要求した一三三一年の文書に次のように記されている。「以下が、〔アムトマンofficiatusたる〕騎士Herr Jakob von Dudelndorfが管理していたキュルブルクにおけるトリール大司教のdistrictusについて同Jakobが大司教に支払い義務を負っている債務であるHec sunt debita,in quibus dominus Iacobus de Dudelndorf miles tenetur domino Treverensi de districtu suo in Kylburg, quem tenebat idem Iacobus」と。[40] districtus suus in Kylburgが、この城塞に付属する大司教の直轄領を意味するものである。districtusは一般的には領域を意味する言葉であるが、districtusの実体的内容に関しては次節で大司教の領域権力との関連で後述したい。

①騎士Johann von Erdorf［Johannes de Erdorf miles］は以前からキュルブルク城塞のブルクマンであったが、このことに関して、ヨーハンは、一三四〇年のレーエン受領書の中で、「BombogenとSalmの両村落において私が持っている私の財産の全部と各々、さらにキュルブルクに所在する庭園付きの領主館と荘園を彼〔トリール大司教〕の城塞たるキュルブルクの城塞レーエンとして保有し且つ保持しているhabemus et tenemus in feodum castrense castri sui Kylburg bona mea omnia et singula que habemus in villis Bumagen et Salmen, item domum et curiam cum orto sitis［sitas?］in Kylburg」と述べている。[41] これらの財産のうちJohannがBombogenとSalmの両村落に保有する財産は、大司教から授封されたレーエン財産ではあるが、ヨーハンが既に一三二五と同三六年にも大司教と城塞レーエン契約を締結している事実[42]と「私の財産」という表現を考え合わせるならば、元来はJohannの自由所有財産であったと推定される。Bombogenは――その位置を地図の上で特定することはできなかったが――、現在、キュルブルクが属するKreis Bitburg-Prümの東に隣接するKreis

Bernkastel-Wittlich に属する故に、キュルブルクの近隣地である。[43] Salm はキュルブルクの北へ約一二km地点に位置するので、明らかにこの城塞の近隣地である。[44]「キュルブルクに所在する庭園付きの領主館と荘園」が本来 Johann の自由所有財産であったか大司教の自由所有財産から与えられたレーエン feuda data であったかを筆者は明らかにすることはできなかった。この財産は Erdorf 家の本拠地であったと推定される Erdorf の北東約五km という近接地に所在するので、始源的にはこの家系の自由所有財産であった可能性が大きいが、この点については判断を留保しておきたい。[45] いずれにしても、少なくとも Bombogen と Salm の両村落にあるヨーハンのレーエン財産に関しては、キュルブルクの近隣地に位置する Johann の自由所有財産が、一三四〇年までに大司教に寄進且つ再授封されたものであると結論される。

さて、一三四〇年のレーエン寄進契約において、Johann はさらに次のように述べている。「我々〔Johann とその妻 Johanetta〕は我々の上述の城塞レーエンを増やすために同大司教閣下から二二シリング・トゥロネーゼン・グロッシェンを受領したことを確認する。実際に、我々は、この金銭を使って我々が Herbrandus gen. Boyart から二〇プァント・トリールプフェニッヒと七シリングトリール・プフェニッヒの金額で購入しキュルブルクの近くに位置する平地と牧草地並びに毎年〔ここから我々に〕支払われる貢租の中から四羽の鶏を我々の同大司教閣下とその教会に寄進し且つ譲渡した recognoscimus nos ab eodem domino nostro archiepiscopo viginti duos solidi grossorum Tronensium in augmentum dicti nostri feodi castrensis recepisse. Pro qua quidem summa pecuniae ipsi domino nostro et ecclesie sue Treverensi superpostavimus et resignavimus campum cum prato sita apud Kylburg empta per nos erga Herbrandum dictum Boyart pro viginti librae denariourm Treverensium septem solidi denariorum Treverensium et quatuor pullis censuum solvencia annuatim」と。[46] 右の文言において注目すべきことは、大司教が Johann のレーエン財産を増やしてやるために、格別に購入代金を与えて城

塞の近くに位置する「平地と牧草地」を購入・寄進せしめ、改めて再授封したという事実である。この事実は、縷説してきたレーエン寄進料も示すように、貨幣が大司教の城塞レーエン政策の分野で重要な役割を果たしていたこと、大司教の城塞政策が副次的にではあれブルクマン以外の者の自由所有地をもレーエン化する結果をもたらしたこと、大司教が特に城塞の近くに位置する財産を自己の支配下に置こうと努めたことを示している。さらに、レーエン制の視角から見るならば、大司教は自己の封臣たるブルクマンの経済的基礎の充実、延いてはその誠実と勤務の確保にも並々ならぬ注意を払っていたことが右の事実から読み取れる。同時に、このことは、ブルクマンによって城塞レーエン契約に基づき提供される勤務が、大司教の支配権乃至その自由所有城塞を維持するために不可欠のものであったことをも物語る。それ故に、レーエン制は、城塞レーエンの分野において、一四世紀前期という中世後期になってもなお、現実に積極的な政治的機能を演じていたと我々は言わざるをえない。

一三四〇年の城塞レーエン契約の際に、Johann は同時に、キュルブルクの城塞レーエンとして、さらに「村落 Erdorf に所在する私達の邸宅と庭園並びにその他の従物と四シリング・トリールプフェニッヒ、及び〔この村落において私に〕毎年貢租の名目で支払われる二羽の鶏を……そのすべての付属物・権利・従物と共に、上述の我々の大司教閣下とその教会に寄進し且つ譲渡した superpostavimus et resignavimus prefato domino nostro et ecclesie sue domum nostram cum orto et aliis appendiciis sitis in villa Erdorf quatuor solidi denariorum Treverensium et duos pullos annis singulis censuum nomine persolventes……cum earum appendiciis iuribus et pertinenciis universis」。[47] 村落 Erdorf は城塞キュルブルクの南西約五㎞地点に位置し、その近隣地である。[48] レーエン寄進料への言及はないが、上述の加増されたレーエン財産（Herbrandus gen. Boyart から購入した平地と牧草地）が、Johann に与えられた新たな恩恵である故に、レーエン寄進料の意味を有するものと推測される。ところで、このレーエン受領書にはさらに、「これ以後将来において、もしもこれらの財産が分割されて与えられ

たとしたならば、この種の持分保持者の各々は、財産のそのいずれの持分であれ、上に明記されたところに従って〔レーエンとして〕受領し且つ保有する義務を負担すべきである Et si bona eadem dividi contingerit in posterum extunc quilibet partem ipsam de bonis huiusmodi contingentes recipere et tenene debebit prout superius est expressum」と記述されている。[49] この文言は、もしレーエン財産が分割相続されたとしたならば、各相続人は自己の持分を改めて大司教からキュルブルクの城塞レーエンとして保持しなければならないということを意味する。分割譲渡の対象として Johann の相続人しか想定されていないことは、Johann とその妻が「さらに自分たちと予め提示された自分たちの相続人の名において、上述の財産又は私達が現在私達の大司教閣下とその教会から保有し又は将来これらから保有するその他のいかなる財産をも、その一部であれ全部であれ、一人又は複数の他人に譲渡若しくは再下封しないことを約束している Promittimus etiam pro nobis et nostris heredibus praelibatis quod prefara bona aut alia quaecumque quae ab ipso domino nostro aut ecclesia sua tenemus vel habebimus ab ipsis non alienabimus alii vel aliis non infeudabimus in parte vel in toto」ことから判明する。[50] いずれにしても、右の文言に基づき、我々は、大司教がレーエン財産の散逸防止に意を用いると同時に、分割されたレーエン財産の保持者をもブルクマンとして自己のレーエン制的支配権に服させ且つ彼からもブルクマンとしての勤務を引き出そうと努めたと言わなければならない。この事実は、城塞レーエンに基づき提出される勤務を大司教が重要視していたことの現れであり、レーエン制がいまなお城塞との関連で現実的且つ有効な政治的手段であったことを明らかに示すものである。なお Johann の場合にも、上述のごとくレーエンの譲渡と再下封を禁止された外に、「将来いかなる方法によってもこれらの人々〔大司教とその教会〕に反抗し又は敵対しないことを quod ipsis non rebellabimus nec contraibimus quomodolibet in futurum」約束している。[51] 城塞勤務の期間と装備に関する記載は Johann のレーエン受領書に全く見出せないが、彼は「慣習と法律に基づきこの種

のレーエンによって負担されている勤務……をもってcum……serviciis in talibus feodis debitis de consuetudine et de iure」授封されているので、[52]何らかの形で城塞勤務を提供したと推定される。[53]

次に、②Gerhard von Lieszingen とその妻 Anne は一三五三年、大司教に提出したレーエン受領書の中で、「次のような下記の財産、すなわちキュルの森にある我々の広大な牧草地、及び［Malberg-］Weich に位置しOichenroth Kylhelt という名の土地、［Malberg-］Weich の十分の一税から毎年我々に支払われる一マルターMalter の穀物地代、［Malberg-］Weich にある我々の荘園並びにその耕地と同地において我々が所有する一切の財産、さらに、Fließem の人々が我々に毎年支払う義務を負っている一二ゼスターSester の穀物地代と二羽の鶏、さらに我々がSteinborn において所有する財産のうち同地に所在する五つの農場並びにそのすべての付属物、以上に示した財産はすべて、たった今キュルブルクの城塞レーエンになったdiese nageschribt gut von erst vnser lange wise vf dem Kyle busch vnd velde genant Oichenroth Kylhelt zu Wich gelegen eyn malter korngeldes daz man vns ierlichen gibt von den zehenden zu Wich vnsin hoff zu Wich gelegen mit allem dem ackerlande daz wir da selbes han vortme zwelf sezter korngeldes vnd zwey hunre die vns die vns die ude von Vliesheim ierlichen plegen zu geben vortme funf hovestede zu Steynburen gelegen von waz wir da selbez han mit allen zu gehoren daz vorgenante gut burglehen ist zu Kylburg」と宣言した。[54]そしてGerhard は「上述のすべての財産を、尊敬すべき私の封主にしてトリール大司教閣下たるバルトゥインから、そのキュルブルク城塞の城塞レーエンとして受領したhan……daz vorgenante gut von dem ewirdice mime heren hern Balduin Ertzbischof zu Triere zu Burglehen sines Vesten zu Kylburg entphangen」。[55]以上の引用文の中に「寄進」の言葉は明示的に現れないが、この契約が自由所有財産のレーエン寄進契約であることは、「以上に示した〔我々の〕財産はすべて、たった今キュルブルクの城塞レーエンになった」という文言と「上述のすべての財産を……キュルブルク城塞の

城塞レーエンとして受領した」という文言から判明する。次に、Gerhardの財産の所在地を特定してみたい。キュルの森Kyllwald [der Kyle busche] は、この名前からも推測されるように、キュルブルク城塞の北側一帯に広がる森である。[56] [Malberg-] Weichは、キュルブルク城塞と同様Kreis Bitburg-Prümに属する。[57] Fließem [Vliesheim] は、キュルブルク城塞の南東約四km地点に位置するOtrangの近傍にある。[58] Steinborn [Steynburen] はキュルブルク城塞の北東約四km地点に位置する。[59] したがって、以上の地域は全部城塞の近隣地であり、Gerhardは城塞近隣地にあるあまたの自由所有財産を大司教に寄進し且つ再授封されたことになる。城塞勤務の期間と装備に関する言及はこの契約書に見当らないが、Gerhardは「この種の城塞レーエンの法と慣習法があるごとく誠実宣誓・誓約及び勤務をもってmit hulden eyden und dinsten als solichs Burg lehens recht und gewonheit ist……」レーエンを受領した故に、[60] 何らかの形で城塞守備の義務を果たしたと推定される。さらに「我々と我々の上述の相続人は、我々の同トリール大司教閣下やその継承者の同意と許可がなければ、上述の財産を売却・質入・再下封しないのみならずその他の方法で譲渡しないよう義務づけられているsollen wir vnd vnser vorgenante Erben die vorgenante gut nit verkeufen verpenden vortme verlehenen noch anders veruszern ane wille von gehengnisze unsers egenanten heren vnd sinen nakomen Ertzbischof zu Triere」。[61] この文言からも、大司教はレーエン財産がGerhardの手から離れてゆき、かくしてこれを基礎とする城塞勤務の義務が履行されなくなる事態が現れることを極力防止することに努めたことが分かる。このことは、同時にレーエン財産のみならずブルクマンが提供するレーエン制的勤務が大司教の支配権にとって重要な要素であったことをも物語っている。なお、いかなる理由によるのか不明であるが、レーエン寄進料に関する言及はGerhardのレーエン契約書には見出せない。少なくとも一四世紀前半期のトリール大司教領では、レーエン寄進料を受領した者が、さながらその見返りに、自己の自由所有財産の寄進を義務づけられた。[62] レーエン寄進料を受領していないに

もかかわらず自己の財産を寄進したGerhardのレーエン契約は、彼にとって明らかに不利なものであると言わざるをえない。彼は、生き残るために、強化しつつある大司教権力に抵抗して争うよりは自ら進んで財産を寄進したか、又は大司教による寄進の要求に屈したかいずれかがその原因であると考えられよう。いずれの理由によるのであれGerhardの財産のレーエン化と自身のブルクマン化は大司教権力への服属と同時に、その楯の反面としてGerhardに対し大司教により自己と財産の保護が与えられるという恩恵をもたらしたことは確実である。K＝H・シュピースKarl-Heinz Spießも又「レーエン寄進契約は確かに無制限の自由財産所有者をレーエン保持者というあらゆる種類の負担付きの地位に追いやるものであるが、レーエン寄進契約締結の動機は、何よりも先ず、これに基づき封主による保護が得られたことにあった。なぜならば、封主は裁判所の面前で封臣を援助するとともに、封臣にレーエンが妨げられることなく保有することを保証する義務を負担したからである」と述べている。(63)

（四） モンタバウアー城塞

モンタバウアー城塞のブルクマンとして、① Friedrich Walpode von Waldmannshausen、② Heinrich Beyer von Boppard、③ Ludwig Bucher von Westerburg、④ Rorich von Früchtの四名を取り上げたい。(64) この城塞はライン右岸領域に位置し、ライン河とモーゼル川の合流地にある都市コーブレンツから北東へ約一八㎞の地点に位置する。(65) ①騎士Friedrich der Ältere Walpode von Waldmannshausen［Friderícus dictus senior walpode de Waltmanshusin miles］は六〇マルク・プフェニッヒと三〇ハラーsexaginta marcis denariorum tribus hallensiumのレーエン寄進料を既に受領した代わりに、一三二三年「その一部がラインの河岸の上に又別の一部はVinsseの川岸の上に建っているReineck［Rynecke］城塞の麓に所在するぶどう畑一つを私のトリール大司教閣下のモンタバウアー城塞の城塞レーエンとして……保有するin castrense feodum castri Montabur domini nostri

archiepiscopi Treverensis vineam unam sitam sub castro Rynecke iacente super litus Reni ex una parte et ex alta super rivulum Vinsse……habeo」、とそのレーエン寄進契約の中で述べている。[66]「Vinsse の川」の位置を筆者は特定することができなかったが、ここでは「Reineck城塞の麓に所在する葡萄畑」の位置が問題である故に、Reineck 城塞の位置を特定することで充分である。この城塞は、モンタバウアー城塞がライン河の右岸に位置するのに対して、ライン左岸の岸辺の Bad Breisig に位置し、両城塞の間の直線距離は約四〇㎞である。[67]したがって、Friedeich が寄進した「Reineck 城塞の麓に所在する葡萄畑」はモンタバウアー城塞の近隣地であった。

さて、注目すべきことに、Friedrich は、同じ寄進契約において、同時に、大司教の別の自由所有城塞たるシュテレンベルク Sterrenberg についても城塞レーエン契約を締結している。この城塞はモンタバウアー城塞から南西約二七㎞地点のライン河右岸に建つ城塞である。[68] Friedrich は「シュテレンベルク城塞に属する人々から自分に支払われる毎年の収益のうち上述のプフェニッヒ貨幣で一マルクを、当シュテレンベルク城塞の中に所在する・ある一区画の土地と共に同大司教閣下から保有する vnam marcam denariorum predicte monete annuorum redditum qui michi soluvuntur ab hominibus ad castrum Stenemberg spectantibus una cum area quadam in prefato castro Stenemberg sita teneo」と述べている。[69] この文言から、Friedrich が城塞所属の自己の従属民が支払う貢租の一部と城塞の中に所在する土地とを大司教に寄進し且つ再授封されたことが分かる。この際に、同時に大司教は、キュルブルク城塞の① Johann von Erdorf の場合と同様、Friedrich にもレーエン財産の追加授封を行なっている。すなわち「さらに同大司教閣下は、シュテレンベルクに関する私の城塞レーエン加増を考慮して、その外に、同シュテレンベルク城塞の麓に都市が建設されたその場所に位置する一モルゲンの土地 terra を私に加増した Preterea in augmentatione feodi mei castrensis de Stenemberg predicti prefatus dominus archiepiscopus superaddit michi unum iurnale terre situm in loco vbi oppidum fuit fundatum sub castro

Stenemberg predicto」と。[70] この文言は、大司教がブルクマンの経済的給養の充実の努めることによってその城塞勤務の確保を追及したことを明確に物語っている。この事実は特に、ブルクマンのレーエン制的城塞勤務が大司教にとり重要なものであったことを示すものである。さらに、Friedrich の同じ寄進契約の中に、次のような注目すべき文言が記述されている。「のみならず、私〔Friedrich〕は〔プフェニッヒ〕貨幣で五〇マルクを支払って、トリール司教区に属する聖 Goar 教会の聖堂事会長と聖堂参事会とから、シュテレンベルクの近くにあり「この城塞の直ぐ前の」と呼ばれる村落とその付属物を同大司教の許可を得て、次のような諸条件で購入した。すなわち、同トリール大司教閣下とその継承者達は支払人として、私又は私の相続人に対し上述の〔プフェニッヒ〕貨幣で七〇マルクを支払うことによって、上述の一マルクの収益〔上述城塞所属の Friedrich の従属民が Friedrich に支払う貢租〕と葡萄畑に変えられた上述の・〔シュテレンベルク城塞の麓に都市が建設されたその場所に位置する〕一モルゲンの土地のみならず、〔当城塞の〕上述の「すぐ前の」村落並びにその付属物を、大司教とその継承者達の名義で継続的に受領し保有し且つ所有することができる。しかし、〔大司教による〕支払が行われる前に私と私の相続人は我々の自由所有財産のうち、同閣下とその教会にとって有利な位置にあり購入により取得した七つの土地 terra を〔大司教に〕譲渡した上で、私と私の同相続人はこれらの土地を上述の一つの土地と共に同トリール大司教から同シュテレンベルク城塞の城塞レーエンとして受領し且つ保有すべきであるという条件である Necnon villam dictam prae de prope Stenemberg sitam cum eius attinentiis quam de licentia predicti domini archiepiscopi pro quinqueginta marcis dicte monete erga Decanum et capitulum sancti Goaris Treverensis dyocesis comparavi sub condictionibus tam infrascriptis videlicet quod idem dominus archiepiscopus seu eius successores archiepiscopi Treverenses solutiores michi vel meis heredibus per eos septuaginta marcis denariorum monete possint prefatam marcam redditum cum iurnali predicto in vineas redacto necnon

villam praede predictam cum suis attinentiis pro se et suis successoribus perpetuo recipere tenere ac possidere,sed ante completam solutiones tenebimus ego et mei heredes septem mercatas terre de bonis nostris allodialibus ipsi domino et ecclesie sue bene situatis assignare quos ab ipso archiepiscopo Treverensi una cum area predicta in feodum castrense castri Stenemberg predicti recipiemus et tenebimus」（傍点、筆者）[71]。以上の文言から極めて興味深い事実が浮かび上がってくる。先ず、一般的に見て、五〇マルクとは一つの村落を購入しうるほど多額の金額であったことが分かる。したがって、Friedrich が当初レーエン寄進料として大司教から受領した六〇マルクと三ハラーの金額は極めて高額であったといわねばならない。この金額と比較するとき、これまで論じてきた若干のブルクマンのレーエン寄進料、つまり四〇マルク（マイエン城塞の① Gerhard von Mayen と② Dietrich von Kretz）や三〇マルク（同じ城塞の③ Henno von Bürresheim gen. von Daun と④ Heinrich von Bürresheim の兄弟）はかなり高額であったことになる。[72] 第二に、大司教は、ブルクマンが城塞周辺地に購入した村落を改めて買い取る権利を自らに留保したことが判明する。この事実は、城塞周辺地に存在するその他の者の自由所有財産を大司教が排除しようとする意図を有していたことの現れであると見做される。第三に、大司教は同時に、この村落と共に、「城塞所属の Friedrich の従属民が支払う貢租一マルク」及び「シュテレンベルク城塞の麓に都市が建設されたその場所に位置する一モルゲンの土地」というレーエン財産を買い取る権利をも留保した。大司教がこの買い取りを実行するならば――このことは一面においてレーエン財産のアロート Allo 化・直轄領の拡大という利益を大司教にもたらしはするであろうが――、他面では Friedrich とのレーエン契約の解除と共にこの者によって提供される城塞勤務の消滅という消極的な結果をも大司教に生ぜしめることになるであろう。大司教はこのような結果が出来することを憂慮した故であろうが、大司教によるレーエン財産の買い取りが実行された暁には、Friedrich とのレーエン契約を維持するために、この者にその自由所有財産を新

たに寄進することを約束させた。しかも、この土地は、外でもなく、大司教とその教会にとって有利な位置にある土地であるというのである。有利な位置にある土地とは、ハルテンフェルス城塞のブルクマン Graf Gottfried von Sayn のレーエン寄進契約についても見たように、大司教の支配にとって有利な地点にある土地、換言すれば Friedrich の場合については大司教の支配の一拠点たるシュテレンベルク城塞の中、又はその周辺地乃至近隣地に所在する土地であると我々は解釈しなければならない。[73] したがって、大司教はブルクマンによって提供される城塞勤務と城塞周辺地・近隣地にある領主の自由所有財産をレーエン化することとに多大な関心を注いでいたことになる。また、言うまでもなく、大司教は城塞守備勤務を提供するブルクマンの確保とその自由財産のレーエン化とをレーエン制（契約）に基づき実現しようと試みた故に、改めて、レーエン制は一四世紀前半期になってもなお積極的な政治的意義を有していたといわざるをえない。

なおモンタバウアーとシュテレンベルク両城塞における Friedrich の勤務期間と装備に関しては特に明示的な取決めが行なわれていない。もっとも、その後、Friedrich が、シュテレンベルク城塞の城塞レーエンとして、「同〔大司教〕閣下とその教会にとって有利な位置にある我々の自由所有財産のうち購入により取得した七つの土地」と「上述の一区画の土地」を寄進し再授封される時に、Friedrich はこれを「慣習法上・法律上この種のレーエンによって義務づけられた……勤務をもって cum……serviciis in talibus feodis debitis de consuetudine et de iure」受領すべきことが取決められている。[74] したがって、シュテレンベルク城塞について、Friedrich は何らかの形で城塞守備勤務を提供したと推定される。またモンタバウアー城塞における勤務についても同様であった可能性がある。最後に、彼は「上述の財産、又は自分と自分の相続人達が現在又は将来トリール教会から保有するその他の財産を、その全部であれ一部であれ再下封又は譲渡すべきでないこと、及び同大司教閣下に対して今後いかなる方法によっても反抗又は敵対すべきでないことを約束している Promittens quod prefata bona seu alia

que ab ecclesia Treverensi ego vel mei heredes tenemus seu tenebimus alii vel aliis non infeodabimus nec alienabimus in toto vel in parte etiam quod ipsi domino archiepiscopo non rebellabimus nec contraibimus quomodolibet in futurum」[12]。

次に、②騎士 Heinrich Beyer von Boppard [Henricus Beyer de Bopardia miles] は、一三二七年、大司教と次のようなレーエン契約を締結した。すなわち「この文書が作成される直前に……私の封主にしてトリール大司教閣下たるバルドゥインからこの者とその教会との名において、トリール大司教閣下の全き意向に基づき Sevenich in Maifeld [Seveche in Meynevelt] に所在の城塞並びに荘園、さらに村落 Sevenich の境域と境界内の七モルゲンの耕作可能な土地、及び Swalburne の泉の下にありヘルフェンシュタイン城塞の近くの村落 Mielen に所在する私の防備可能な城館一棟、さらに同モンタバウアー城塞に所在の私の城館及びこの城館に隣接する城壁並びに庭園、都市〔にして城塞〕モンタバウアーに所在するこれらの城館から私に支払われる貢租のうち毎年約四マルクの収益、及び城塞にして都市たる同モンタバウアーの裁判区と領域 iurisdictio et districtus において私が所有するすべての財産を、優先的且つ開城レーエンとして、またモンタバウアー城塞の城塞レーエンとして既に受領し保有していると同時に、既に私が受領したことを確認する recipi et teneo ac me recepisse recognosco dudum ante confectionem presentium litterarum a……domino meo domino Baldewino archiepiscopo Treverensi suo et ecclesie sue Treverensis nomine in feodum ligium aperibile ad omnem domini Treverensis archiepiscopi voluntatem castrum et curiam Seveche in Meynevelt sita item domum meam defensabilem in villa Mulen sub castro Helfenstein sitam infra fontem Swalburne item in feodum castrense castri Montabur domum meam sitam in dicto castro Montabur et pomerium sive ortum eidem domui adiacens et redditus annuos quattuor marcarum vel circa in censibus qui michi solvuntur de quibusdam

domibus in opido Montabur predicto sitis etiam quicquid habeo in iurisdictione et districtu eorundem castri et opidi」と（傍点、筆者）。[76] 如何なる理由によるのか不明であるが、Heinrich のレーエン受領書にはレーエン寄進料に関する言及が全くない。右のレーエン財産のうち、城塞 Sevenich in Maifeld が本来 Heinrich の自由所有財産であったものが寄進・再授封されたのか、大司教が自己の財産の中から直接的に付与したもの feoda data かは、契約文言それ自体からは不明である。しかし、従来城塞 Sevenich in Maifeld がトリール大司教の所有に帰したことは一度もなかったこと、[77] バルドウインが他人の所有する城塞の開城権を獲得することに努めたことを我々は考慮するならば、[78] この城塞は本来 Heinrich が所有する城塞であり、当該レーエン契約締結の際に大司教に寄進され且つ Heinrich に再授封されたものであると言わねばならない。[79] 城塞又はその一部の軍事施設（塔、城壁等）は通常グルントヘルシャフトの中心としての機能を果たし、通常これらと一体のものとして寄進・再授封の対象とされた故に、「Sevenich in Maifeldの城塞並びに荘園」も一体のものであったと考えて差し支えないであろう。[80] さらに村落 Sevenich はこれらの城塞並びに荘園の近隣に所在したことも間違いない。この Sevenich in Maifeld それ自体の位置を筆者は地図の上で特定することはできなかったが、Maifeld はモンタバウアー城塞からライン河を挟んで約三五㎞地点の一帯に広がる平野である故に、この城塞の近隣地である。[81] したがって、我々は Sevenich in Maifeld もこの城塞の近隣地であると判断して大過ないであろう。[82] 「ヘルフェンシュタイン城塞の近くの村 Mielen に所在する私の防備可能な城館一棟」に関して述べるならば、ヘルフェンシュタイン城塞はライン河を挟んで都市コーブレンツの対岸に建つ城塞であり、[83] モンタバウアー城塞から南西約一五㎞の地点に位置する。[84] ヘルフェンシュタイン城塞の真近に Mielen なる地名は現在見当らないが、一四世紀当時ここに村落が存在したするならば、この村落 Mielen は明らかにモンタバウアー城塞の近隣地であったことになる。なお、現在ヘルフェンシュタイン城塞の南東約二三㎞（＝モンタバウアー城塞の東南約二三㎞）地点にも Mielen (bei Nas-

tätten）なる地名が存在する。[85] もしこれが、Heinrich の「防衛可能な城館」が存した村落であったとしても、これもモンタバウアー城塞の近隣地であったことになる。いずれにしても、村落 Mielen はモンタバウアー城塞の近隣地であったと結論される。その他の財産はすべてモンタバウアー城塞〔都市〕の中又はその周辺域に位置する Heinrich の自由財産であったことは明らかである。最後にモンタバウアー城塞とその周辺域が iurisdictio et districtus 又は terra/Land と呼ばれていたことに注目しておきたい（後述）。[86]

Heinrich Beyer von Boppard は同じレーエン受領書において、同時に、同じく大司教の自由所有城塞たるヴェルシュヴィリッヒ Welschwillig についても城塞レーエン契約を締結している。Heinrich は「同城塞の中に位置する自分の邸宅、及びいずれも騎士である自分の義理の父 Heinrich von Montabauer とその兄弟 Rorich とが裁判区にして領域 iurisdictio et districtus たる〔ヴェルシュ〕ヴィリッヒにおいて、かつて久しい間所有していたすべての財産をヴェルシュヴィリッヒ城塞の城塞レーエンとして in feodum castrense castri Welschpillche domum meam im castro ibidem sitam et quicquid quondam Henricus de Monthabur socer meus et Roricus frater suus milites olim habuerunt in iurisdictione et districtu Pillche」受領した。[87] この契約は、一見して、Heinrich が城塞とその周辺地に所有する自由財産を大司教に寄進し且つ再授封されたケースであることが分かる。なお、「自分の邸宅」以外の財産は本来 Heinrich の義理の父とその兄弟の所有物であり、恐らくこの両者の死後に、Heinrich の妻を経由して Heinrich の所有に帰したものであると推定される。モンタバウアーとヴェルシュヴィリッヒ両城塞における城塞勤務について、Heinrich とその相続人は「同大司教又はトリール教会の側から要求された時にまたその度毎に武器を携えて自ら城塞居住をなす cum armis et equis facere residentiam personalem quando et quociens requisiti ex parte predicti archiepiscopi vel ecclesie Treverensis fuerimus」義務を負担した。[88] Heinrich とその相続人は「上述のすべての財産乃至現在及び将来〔レーエンとして〕保有する

その他の財産を、一人又は複数の他人にその全部であれ一部であれ再下封及び譲渡すべきでないこと、……及び今後我々の同大司教又はその上述の教会に反抗又は敵対すべきでないこと quod prefata bona seu alia bona que ab ecclesia Treverensi tenemus et habebimus alii vel aliis in toto vel in parte non infeodabimus ac alienabimus……etiam quod ipsi domino nostro archiepiscopo seu eius ecclesie predicte non rebellabimus nec contraibimus in futurum」をも約束した。[89] Heinrich は、これまで論じてきた大司教のブルクマンのうちで最も多くの財産をレーエンとして寄進している。この事実が持つ意味を次に見てみたい。

Heinrich Beyer von Boppard は、始源的に、中世後期の中部ライン領域——都市 Boppard もこの領域に属するが——において最も有力な帝国ミニステリアーレ Reichsministeriale の家系に属する。[90] 都市ボッパルトを中核とする王領区ボッパルトは一四世紀初頭までの数世紀間に徐々にトリール大司教に贈与されてきていたが、一三一二年になると国王ルートヴィッヒ四世はこれを全部大司教バルドゥインに質入れした。[91] 帝国による請戻が不可能であった故に、王国区ボッパルトは事実上トリール大司教の所有に帰し帝国の手から失われていった。この事態に伴って、帝国ミニステリアーレたる Heinrich Beyer von Boppard もトリール大司教の手中に帰し、そのミニステリアーレと化した。[92] 他方において、従来自由帝国都市たるボッパルトは、質入と同時にトリール大司教の支配下に入るべきであるという皇帝の命令に服することなくトリール大司教抵抗した故であろう、一三二七年九月頃にマインツ大司教の支援を受けたトリール大司教バルドゥインの軍隊によって包囲されるとともに、屈服を余儀なくされた。[93] Heinrich Beyer von Boppard の城塞レーエン契約が締結された日付は、その直後の同二七年一二月一三日 [die beate Lucie] である。[94] したがって、Heinrich の契約締結の背後には、大司教が都市ボッパルトと共に自分に抵抗した Heinrich と和解するという大司教の政治的意図があった可能性を否定しえない。もっとも、Heinrich は一三二一年に大司教の顧問として登場し、[95] 同三一年に都市（及び城塞）ボッパルトの世襲

ブルクグラーフ官職 Erbburggrafenamt を大司教からレーエンとして付与されると同時に、Ehrenfels のアムトマンに任命された。[96] さらに Heinrich は同四一年シュテレンベルクの世襲ブルクグラーフ、[97] 翌四二年には二人の息子 Simon 並びに Heinrich と一緒に、大司教が帝国から質権に基づき所有するシュタールベルク Stahlberg・シュターレック Stahleck・バッヒァラッハ Bacharach の三城塞のアムトマンに任命された。[98] これらの事実は Heinrich が大司教の信任が厚い人物であることを物語る。とするならば、一三二七年の時点においても Heinrich が都市ボッパルトに加担し大司教に対抗した可能性は薄くなるかもしれない。Heinrich の城塞レーエン契約締結の別の動機として、一三一二年という比較的最近の時点になって初めて大司教と接触するに至り中部ライン領域の各地に所領を有する有力な帝国ミニステリアーレを、都市ボッパルトの制圧を契機として、大司教が新たに確固と自分の支配下に組み入れようとする政治目的があったことも考えられるであろう。[99] いずれにしても、Heinrich の城塞レーエン契約は、レーエン制が一四世紀前半期という中世後期においてもなお新たな政治的権力秩序形成のための手段として有効な機能を果たしたことを如実に示す例であるといわねばならない。

モンタバウアー城塞のブルクマンとして最後に、③騎士見習い Ludwig Bucher von Westerburg Wappener [Ludewich Bucher von Westerburch Wepeling] は四〇マルク quadraginta marcis のレーエン寄進料を大司教から受領した代わりに、一三二七年その妻 Sophia と共に、「貴族たるグラーフ Emich von Nassau の裁判区 Gericht 内の Frickhofen に位置し半フーフェ Hufe の耕地・森林・牧草地から構成される私の自由所有財産 Eigen たる荘園をその付属物と共に、自分達のトリール大司教閣下バルドゥインとその教会に寄進した vf han gedrain Erchigibischobe Baldewine vnsem heren von Triere vnd sime stifte vnsin eygen hoff die da ligit zu frickhobin in des gerichte des edeln mannis Greben Emichen von Nassowe dar in horit an die halbe hobe ackers landis pusch vnd wysen vnd waz darzu horit」。[100] Frickhofen は、「Graf von Nassau の裁判区内に位置

する」と書かれているように、ナッサウ伯領内にあり、モンタバウアー城塞から北東約一八km地点に位置する近隣地である。[101] このレーエン寄進契約は、ナッサウ伯領内にあるLudwigの荘園を直接的にトリール大司教の手中にもたらすものでないことは言うまでもないが、しかしこの荘園にナッサウ伯の支配権が及ぼされるチェンスを排除し、逆にトリール大司教の支配権を扶植する契機をなしたという意味で重要な契約である。このレーエン寄進契約には、外に注目すべきことが二点ある。先ず、Ludwigとその妻は「自分たちの同閣下に対し、財産を、それが所在する地域の裁判所において、この裁判所の法があるごとくに寄進したhan vnsern heren vorgenant daz gut vfgedrain in deme gerichte da id gelegen ist als des gerechtis recht ist」。[102] この文言は、ブルクマンによる財産の寄進行為が大司教への所有権譲渡――我々がここまでしばしば見てきたevictioがこれを表現する言葉であるが――であった故に、財産が所在する当該地域の管轄裁判所、この場合には村落Frickhofenを管轄するナッサウ伯の裁判所において行なわれたことを物語っている。[103] 一層注目すべきことには、寄進の手続きそのものに関し、次のように述べられている。つまり「この問題のために、騎士Herr Engelbert von Süß、Hermann Schwalborn、我々トリール大司教のモンタバウアー城塞におけるブルクマンFriedrich(Herr Siegfriedの息子)、Herwigの息子Conrad、及びモンタバウアーの審判人Siegfried(Danielの息子)が、〔Ludwigの〕財産の所在地の裁判所において立ち合った。さらにこの手続きはモンタバウアーのブルクグラーフたるHerr Everhard Brennerの面前で処理されたVbir diesen sache ist gewest in deme gerichte da daz gut gelegen ist her Engilbrecht Susze eyn ritter Hermann Swalburne Fridrich hern Syfridis sun burgmanne zu Montabur unsers heren von Triere Conrait Heylwigis sun vnd Syfrid daniars son scheffen zu Montabauer id ist ouch gehandelt vor her Everhard Brenner burgreuen zu Montabur」と。[104] これらの人物のうち、Hermann Schwalbornがいかなる地位を持ったかは不明であるが、騎士Engelbert Süßは大司教バルドゥインの私礼拝堂付き聖職者であると

同時にその顧問であった。[105] なお、一四世紀のトリール大司教領ではブルクグラーフの機能とアムトマンの機能は相互に融合しており、両者は機能的に同一の存在である。[106] 右の記述から我々は様々な事柄を読み取ることができる。第一に、城塞における大司教の代理人(アムトマン)、ブルクマン及び審判人が殊更にナッサウ伯領の裁判所に出向いている事実は、城塞が封主たる大司教権力の継続的なプレゼンスのための前提をなしたことを窺わせるものである。[107] さらに巡回を通じて現地に赴いた大司教が直接にではなくて、城塞に常駐しその指揮に当るアムトマンがこれを代理して寄進財産を受領した事実からは、城塞が行政の制度化を促進したことが読み取れる。同時に、城塞(とアムトマン)によって大司教権力の継続的ゴレゼンスが可能になった故に、大司教の支配権行使の効率性がレーエン制の領域においても高められたことが判明する。

最後に、本節で明らかになった様々な事実に整理を加え、城塞の領邦国制史的意義と城塞レーエン制の分野におけるレーエン制の意義に関し若干の考察を行なっておきたい。先ず、大司教がブルクマンとなるべき者にその自由財産の寄進を義務づける基礎となったレーエン寄進料は、相当多額の金額に上った。このことは、既に明らかにしたように、城塞レーエンの分野において貨幣が重要な意義を有したことを示すものである。[108] 城塞レーエンの目的物は、塔、城館、領主館、荘園(乃至その一部)又は荘園並びにその裁判権・権利・その他すべての付属物、敷地、耕地、牧草地、放牧地、森林、平地、邸宅、土地、村落内に所有する財産の全部、農場とその付属物、城塞、城壁、庭園、村落とそのすべての財産、穀物地代、収益、鶏、葡萄畑、又は城塞若しくはその周辺地(iurisdictio et districtus)に所有する財産の全部であった。これらの財産のうち政治的支配権の観点から見て重要なものは、塔・城館・城壁・城塞のごとき軍事施設、領主館・荘園の支配権・村落・農場・葡萄畑や森林を始めとするその他種々の土地のごとき一種の領域的支配権である。領域的支配権のうち、特に村落が完結的な領域(単位)をなしたことは、上述のように、村落 Wellinc が territorium seu iurisdicitio と当時呼ばれていたことからも明らか

である。[109] これら以外の財産、つまり穀物地代・収益・鶏等は大司教のレーエン制的支配権を象徴する意味を持つ目的物であるといわねばならない。これらの財産はほとんどすべてが、縷説したように、城塞の中又はその周辺地・近隣地に位置し、領主貴族（ブルクマン）によって寄進・再授封という二段階の手続きを経て大司教のレーエンへと転化したものである。領主貴族は寄進によって財産の所有権 eygen oder allodialia を大司教に譲渡(evictio)した上で、改めてこれを大司教から授封されたことからも分かるように、レーエン財産に対しては、最早所有権ならぬ封ゲヴェーレ Lehnsgewere を有するに留まり、他方において大司教はレーエン財産に対する自主ゲヴェーレ Eigengewere を獲得した。[110] この事実は、領主権力が自己の自由財産に対してこれまで行使してきた上述の「完全な権利 plenum ius」、換言すれば独立的な支配権的権利乃至自由な処分権を剝奪され、不完全な権利を有する家臣へと転化したのに対し、大司教はこれによって領主権力の財産と人間とに対する支配権を新たに掌中に収め自己の支配権拡大のための橋頭堡を築いたことを意味するものに外ならない。貴族が所有する自由財産のかかるレーエン化（封建化）Feudalisierung の過程は、封主たる大司教が領邦君主（ランデスヘル）であった故に、同時に領邦化 Territorialisierung の過程でもあった。[111] したがって、城塞周辺地・近隣地の領邦化が、外ならぬ城塞を中心として進展していったことになり、この点に城塞の領邦国制史的意義があるといわねばならない。[112] 本説で明らかにした次のようないくつかの事実がその直接の証左となるであろう。すなわち、大司教がレーエン財産を新たに加増する際に、ブルクマンに対し殊更に購入代金を与え城塞の近くに位置する他人の自由財産を購入・寄進せしめた事実、[113] 大司教と教会の目から見て有利な位置にある土地を寄進させ又は寄進を約束させた事実、[114] ブルクマンが城塞周辺地に購入した村落を改めて買い取る権利を大司教が留保した事実等である。[115] 城塞の国制史的意義との関連ですぐ前で上述したように、城塞（とアムトマン）が大司教の継続的プレゼンスのための前提をなした事実、それがアムトマンの常駐基地であったこととも相俟って行政の制度化を促進した事実、及び

城塞がレーエン制の分野においても大司教の支配権行使の効率性を高めた事実は、同じく城塞の国制史的意義を物語る筈である。さらに、城塞とその周辺地が iurisdictio et districtus、iudicium seu territorium、districtus、terra、dominium と呼ばれた事実は、城塞が裁判の中心地たる機能を果たすとともに、ある程度一体性を有する周辺領域を支配するための拠点であったことを雄弁に物語る。[116] さらに Bürresheim 家について見たように、家系の主だった者のブルクマン化と、一部であるとはいえこの家系の本拠地の荘園のレーエン寄進とは、貴族家系それ自体の大司教権力への人格的及び物的服属・統合を示すものである。[117] 城塞レーエン契約が他封主に優越する権力を大司教にもたらす優先的レーエン関係を基礎づけることもあったことは、上述の通りである。[118] この優先的レーエン関係はブルクマンに対する大司教の支配権を一層強化するものである。[119]

次に、ブルクマンが大司教に提供した勤務は、通常の封臣が主邸参向と軍役を提供したのと異なって、特に城塞守備勤務であった。[120] 大司教がブルクマンによる城塞守備勤務を確保することにいかに腐心したかは、勤務の経済的基礎をなすレーエン財産の再下封・譲渡を禁止すると同時に、[121] ブルクマン自身が大司教と教会に対し反抗・敵対しないことを約束させた事実、[122] 大司教の要求に応じて何時でも城塞守備の提供を義務づけられたブルクマンがいた事実、[123] 大司教がブルクマンに新たにレーエン財産の加増を行なった事実、[124] さらにレーエン財産の分割相続が行なわれた場合に各持分保持者はすべて新たに大司教のブルクマンとなる義務を課せられた事実から判明する。[125]

各城塞には固有の城塞レーエン法が妥当したことは既に確認した。[126] このことは、城塞レーエン法が、誠実宣誓を行なったブルクマン個人に人格的に妥当する法であったことの外に、とりわけ、このブルクマンが守備に当る城塞（及びその周辺支配領域）という小規模ながらも一つの領域において妥当する属地的な法としての性格を併せ持っていたことを意味する。それ故に、城塞レーエン法（制）はそれ自体がレーエン法（制）の領邦化の一現

象形態であると同時に、[127] 人的結合原理から領域的原理への移行、換言すれば人的結合国家 Pesonenverbandsstaat（レーエン制国家 Lehnsstaat）から制度的領域（邦）国家 institutioneller Flächenstaat への漸次的移行を表現するものであるといわねばならない。[128] 最後に、縷説してきたごとく、レーエン制は、城塞レーエンの分野において、ランデスヘルたる大司教の積極的なレーエン政策に基づき、城塞の内部・周辺地・近隣地に位置する貴族自由財産を次々に領邦化するとともに、ランデスヘル権力による支配の拠点たるその自由所有城塞を守備防衛するためのブルクマンの騎士勤務を調達する手段を提供し、城塞レーエン制それ自体も領域的原理の一表現であった。したがって、城塞レーエンの分野において、レーエン制は大司教のランデスヘルシャフト構築に対し少なからざる寄与をなしたと我々は言わねばならない。なお、念のために付言しておくならば、ブルクマンのレーエン寄進契約の相手の当事者、つまりランデスヘル権力の主体として現れてくるのは、既にしばしば見たように、「トリール大司教 Ertzbischof zu Triere, oder dominus (archiepiscopus) Treverensis usw.」又は「トリール大司教とその教会 Ertzbischof zu Triere vnd sin stift, oder dominus archiepiscopus et ecclesia sua Treverensis usw.」であった。[129]

（1） 城塞レーエン Burglehen の概念に関し、A. Erler und E. Kaufmann (Hrsg.), Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte (künftig zitiert : HRG), I. Band, 1971, Sp. 562, Artikel,, Burglehen" 参照。本稿において、この用語の使用法は上掲拙稿一一九頁以下におけると同様である。なお、レーエン寄進契約の文言を復元する際に、必要に応じて j は i で、u は v で、c は t で復元した。

（2） 上掲出稿一一九―一三三頁。

（3） マイエン城塞のブルクマンとして外に次の一二名が検出される。一三一一年 Dietrich, Heinrich und Johann gen. Daun (J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 391、以下同様。因にこの三名は Heinrich von Bürresheim の息子である。Nr 388.)、同一三年

Nikolaus gen. Vrobose von Ulmen (Nr. 661 und Nr. 705)、同一二五年 Johann von Eltz (Nr. 751)、同一二六年 Johann von Polch (Nr. 770) と Gerhard von Landskron (Nr. 774)、同一二〇年 Wilhelm von Dattenberg、同一二四年 Emercho von Lahnstein (Nr. 1111)、同四一年 Johann von Kottenheim (Nr. 1518) と Gerhard und Adolf von Virneburg (Nr. 1559)、同四一年 Johann gen. Bose von Lahnstein (Nr. 1621)。

(4) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I, 1.

(5) L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 229; E. Düsterwald, Kleine Geschichte, S. 70; W. -R. Berns, Burgenpolitik, S. 19.

(6) E. Keyser (Hrsg.), Deutsches Städtebuch. Handbuch städtischer Geschichte, Bd. IV: Südwest-Deutschland, 3. Land Rheinland-Pfalz und Saarland (unten abgekürzt: Städtebuch), 1964, S. 294; L. Petry (Hrsg.), a. a. O.

(7) 1313 CB II 860. なお日付の特定 Datierung は J. Mötsch, Die Balduineen による (hier Nr.391)。

(8) Ebenda.

(9) Ebenda.

(10) 1323 CB II 702.

(11) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I, 1. 以下本稿では、城塞の直接の近隣地を城塞の「周辺地」、城塞から徒歩で一日行程の距離つまり約四〇km以内の地点を城塞の「近隣地」と呼ぶことにした。

(12) 城塞に独自の城塞レーエン法が存在したことは、ふつうトリルク Schmidtburg 城塞に関する一三四〇年 Wilhelm gen. Ryme の城塞レーエン受領者からも判明する。すなわち „tenebimur ego et heredes mei predicti in dicto castro Smydeburg residentiam facere personalem cum armis et equis sicut ibidem est consuetum" (1340 CB II 758) と。

(13) 1323 CB II 702.

(14) Ebenda.

(15) 1320 CB II 852; J. Mötsch, Die Balduineen Nr. 551. Druck: W. Günther, CRM III Nr. 102., S. 192f., hier S. 192.

(16) 1320 CB II 852; W. Günther, CRM III Nr. 102, S. 193.

(17) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I, 1.

(18) Ebenda.

(19) Ebenda.

(20) Ebenda.

(21) 1320 CB II852 ; W. Günther, CRM III Nr. 102, S. 193.

(22) 1320 CB II853. Vgl. auch W. Günther, CRM III S. 193 Anm. 1.

(23) J. Mötsch, Die Balduineen, V. Index der Orts-und Personennamen, S. 664.

(24) 1311 CB II851 ; J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 388.

(25) 同の城塞の下ルクマンとしてベルドゥインの治世に、外に Adolf von Malberg が検出される (J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 414)。

(26) W. -R. Berns, Burgenpolitik, S. 211 と L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 478 の地図を参照。

(27) L. Petry (Hrsg.), a. a. O., S. 222 : W. -R. Berns, a. a. O., S. 19.

(28) L. Petry (Hrsg.), a. a. O.

(29) 1324 CB II714.

(30) Ebenda.

(31) J. Mötsch, Die Balduineen, V. Index, S. 708 und 735.

(32) 1324 CB II722 ; J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 704.

(33) 1324 CB II722.

(34) Ebenda.

(35) 優先的レーエンに関し W. -R. Berns, Burgenpolitik, S. 129ff. 参照。

(36) 上掲拙稿一四二頁参照。

(37) ベルドゥインの治世中、外に次の者がキュルプルク城塞の下ルクマンとして検出される。一二一〇年 Macharius von Erdorf (Nr. 360)、同四七年 Jakob von Kirchberg (Nr. 1937)、同四九年 Rudolf von Dudeldorf (Nr. 2059) である。なお Johann von Erdorf は同一二五年 (Nr. 753) と同三六年 (Nr. 1233) にも既にこの城塞に関する城塞レーエン契約を締結している。

(38) A. Goerz, Regesten, S. 42 ; L. Petry (Hrsg), Handbuch V, S. 190.

(39) L. Petry (Hrsg.), a. a. O., S. 478 ; W. -R. Berns, Burgenpolitik, S. 211.

(40) E. E. Stengel, Nova Alamanniae, II. 2, 1976, Nr. 1309, S. 749.

(41) 1340 CB II784. Vgl. auch J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 1448 (Regest.).

(42) 前出註(37)参照。

(43) J. Mötsch, Die Balduineen, V. Index, S. 663, 704.
(44) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I, 1.
(45) Ebenda.
(46) 1340 CB II 784.
(47) Ebenda.
(48) F. Irsigler (Hrsg.), a. a. O.
(49) 1340 CB II 784.
(50) Ebenda.
(51) Ebenda.
(52) Ebenda.
(53) Vgl. auch W. -R. Berns, Burgenpolitik, S. 66 und ebenda Anm. 258.
(54) 1353 CB II 850; J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 2211.
(55) 1353 CB II 850.
(56) F. Irsigler (Hrsg.), a. a. O.
(57) J. Mötsch, Die Balduineen, V. Index, S. 704 und 709.
(58) L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 284 und S. 478; W.-R. Berns, Burgenpolitik, Register der Personen-und Ortsnamen, S. 220.
(59) F. Irsigler (Hrsg.), a. a. O.
(60) 1353 CB II 850.
(61) Ebenda.
(62) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 70, 98.
(63) HRG Bd. III., 1978, Artikel „Lehnsauftragung", Sp. 1700.さらに上述註(21)及び同所本文を参照。
(64) バルドゥインの治世中、外に次の一六名がリの城塞の下ルクトハンとして検出される。一三一年 Giso von Molsberg (Nr. 400)、同一四年 Philipp von Falkenstein (Nr. 428)、同一四年 Werner gen. Süß von Montabauer (Nr. 699)、同一五年 Heidenreich von Limbach (Nr. 722)・Werner von Limbach (Nr. 724)・Dithard von Pfaffendorf (Nr. 729)の三名、同一七

年 Hilger von Langenau (Nr. 805)、同一八六年 Friedrich Herrn Syfrids sun (CB II748)、同二一年 Richard, Hermann und Rorich Walpoden von Ulmen の三兄弟 (Nr. 954)、同二四年 Gerlach Herr von Limburg (Nr. 1091. 彼は同一二一年にもモンタベカトーの下ルクマンになっている。Nr. 611.)、同二七年 Friedrich Walpode von Braubach (Nr. 1287)、同四一年 Hardrad von Haiger (Nr. 1662)、同四二年 Johann von Braunsberg (Nr. 1663)、及び同四六年 Adolf Graf von Nassau (Nr. 1831)。

(65) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I ,1.

(66) 1323 CB II694. Datierung に関し J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 657 を参照。

(67) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I ,1 ; L. Petry(Hrsg.), Handbuch V, S. 477 ; W.-R. Berns, Burgenpolitik, Index, S. 227.

(68) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 211.

(69) 1323 CB II694.

(70) Ebenda.

(71) Ebenda.

(72) 上述五一七、九頁。

(73) 上掲拙稿一二六頁以下。

(74) 1323 CB II694.

(75) Ebenda.

(76) 1327 CB II747.

(77) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 19f. und S. 211 (Karte : Landes-und lehnsherrliche Burgen und befestigte Anlagen unter Erzbischof Balduin v. Trier 1307-1354).

(78) W. -R. Berns, a, a, O., S. 121ff.

(79) W＝R・ベルンスは、この城塞は、Heinrich が寄進し且つ大司教が再授封したムーエンであると述べている(a. a. O., S. 121f. und ebenda Anm. 552)。

(80) W.-R. Berns, a, a, O., S. 122ff.

(81) Maifeld の位置に関し F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I , 1 参照。

(82) W＝R・ベルンスは、Sevenich はモーゼル川南岸一帯の Hunsrück 地域に位置するものと述べているが(a,a,O.,Index,S.229)、史料上「アイフェルトの in Maifeld」という限定が付せられている以上、我々はそれをモーゼル川北岸の Maifeld 地域に位置

すると考えられるであろう。

(83) L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 86.

(84) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I, 1.

(85) Ebenda.

(86) モハタベウアー城塞の周辺領域が terra/Land と呼ばれていたりすに関し、上掲拙稿一四二頁参照。

(87) 1327 CB II747.

(88) Ebenda.

(89) Ebenda.

(90) K. Bosl, Die Reichsministerialität der Salier und Staufer. 1 (Schriften der Monumenta Germaniae Historica 10), 1950, S. 329f.; E Keyser (Hrsg.), a, a, O,. S. 111.

(91) MGH. Const. IV2, Nr. 833, S. 834ff.; L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 54; E. Keyser (Hrsg.), a, a, O., S.112; E. Düsterwald, Kleine Geschichte, S. 79.

(92) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 92.

(93) A. Goerz, Regesten, S. 72; E. Keyser (Hrsg.), a, a, O., S. 112.

(94) 1327 CB II747. なお die beate Lucie は「聖ルツィア祝日」の意味である。

(95) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 41 und ebenda Anm. 141.

(96) K. Lamprecht, DWL III Nr. 122, S. 150f.; W. -R. Berns, a. a. O., S. 48.

(97) W.-R. Berns, a. a. O., S. 101.

(98) W.-R. Berns, a. a. O., S. 48 Anm. 179.

(99) W.-R. Berns, a. a. O., S. 48 はりの考え方を採っている。

(100) 1327 CB II748.

(101) F. Irsigler (Hrsg.), Atlas I, 1 und V, 1.

(102) 1327 CB II748.

(103) りのりとについて HRG Bd. II Artikel „Lehnsauftragung", Sp. 1700; Sachsenspiegel Landrecht, hrsg. von Karl August Eckhardt, 3. durchgesehene Ausgabe [Monumenta Germaniae Historica, Fontes Iuris Germanici Antiqui, Nova Series,

Tomi I Pars I, Editio tertia], 1973, I 8 § 1 und I 9 § 1〔久保正幡・石川武・直井淳共訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』昭和五二年、四四頁以下、四五頁以下〕も参照。

(104) 1327 CB II 748.

(105) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 95 Anm. 425.

(106) Ders., a. a. O., S. 33 und ebenda Anm. 88.

(107) Ders., a. a. O., S. 28.

(108) 上掲拙稿一三九頁以下参照。

(109) 上述註(15)及び同所本文参照。

(110) H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, 1933, Nachdruck 1974, S. 505f. H・ミッタイス著、世良晃志郎・広中俊雄共訳『ドイツ私法概説』、昭和三六年、一六九頁。

(111) 上掲拙稿一四四頁以下。

(112) 前註参照。

(113) 上述一三頁以下参照。

(114) 上述二〇—二二頁参照。

(115) これらの事実は、大司教の封主としての利害関心とランデスヘルとしての利害関心が一致し、レーエン制的支配権とランデスヘルシャフトが調和するものであることを示している。B. Diestelkamp, Lehnrecht und spätmittelalterliche Territorien, in: H. Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert I (Vorträge und Forschungen Bd. XIII), 1970, S. 83f. 上掲拙稿一四六頁。上述二〇頁以下も参照。

(116) 上述六、一一—一二、二三—二五頁参照。

(117) 上述七—九頁参照。

(118) 上述一一、二三—二四頁。

(119) 上掲拙稿一三一頁以下も参照。

(120) HRG Bd. I, Sp. 562. 上掲拙稿一一九頁参照。

(121) 上述七—九、一一、一五、一七—一八、二二、二五—二六頁。

(122) 上述七、一一、二二、二五—二六頁。

(123) 上述六―七、八、二五頁。
(124) 上述一三―一四、一九―二〇頁。
(125) 上述一四頁末尾―一五頁。
(126) 上述六、一一頁参照。
(127) 「レーエン関係の本来人格的な構造にもかかわらず、レーエン関係に妥当する法は……共通のヘルに服する法ゲノッセンシャフトの法とは呼ばれなくなり、封主のテリトーリウムに関係づけられるに至った」(傍点、原文ゲシュペルト)(B. Diestelkamp, Las Lehnrecht der Grafschaft Katzenelnbogen (13. Jahrhundert bis 1479), 1969, S. 130f.)。領邦化の現象一般に関し、K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 1 (bis 1250), 5. Aufl., 1982, S. 285ff. 参照。
(128) 「人的結合国家」と「制度的領域国家」の概念について、Th. Mayer, Die Ausbildung der Grundlagen des modernen deutschen Staates im hohen Mittelalter, HZ. 159, 1939, S. 463ff. 参照。
(129) M. Nikolay-Panter, Terra und Territorium an der Wende vom Hoch-zum Spätmittelter, Rheinische Vierteljahrsblätter 47, 1983, S. 105ff., 123 も参照。

三　レーエン城塞

レーエン城塞とは、城塞又はその一部がレーエンの目的物とされた場合を指す。大司教バルドゥインは、城塞レーエンの分野におけると同様レーエン城塞の分野においても、長期に及ぶ活発な城塞政策を展開したことは既に述べた。[1] ここでは、ビショフシュタイン Bischofstein、フェーレン Föhren、エルレンバッハ Erlenbach とデールバッハ Dörbach の四城塞を選び出し、前節におけると同様城塞とレーエン制の領邦国制史的意義を考察してゆくことにしたい。

(一)　ビショフシュタイン城塞

ビショフシュタイン城塞はモーゼル川下流の左岸に位置し、都市トリールから北東約八〇kmの距離にある。[2] この城塞は始源的にトリール大司教アーノルト一世 Arnold I.（大司教在位一一六九—八三年）によりモーゼル川下流域の支配とこの川の南の対岸に広がるフンスリュック Hunsrück 地域からの貴族による攻撃を防衛する目的で建設された。[3] 一三世紀後半期には、カルデン管轄区を管理する司教座聖堂主席助祭ハインリッヒ・フォン・ボランデン Heinrich von Bolanden, Archidiakon zu Karden——彼は同時にカルデンのカストール教会の首席司祭 Propst des Kastorstifts zu Karden でもあった——がこの城塞を所有していたが、[4] 彼はこれを一二七三年トリール大司教 Heinrich von Vinstingen に譲渡すると同時に、レーエンとして再授封された。以後歴代のトリール大司教はこの城塞をその時々のカルデン管轄区を管理する司教座聖堂主席助祭に授封した。[5] このように、城塞を保有する封臣が、その他の封臣と異なって教会官職の保持者であった故に、大司教はその交代期を利用してレーエン契約の内容を漸次厳格化してゆき、この城塞に対する影響力を強めていった。ビショフシュタイン城塞は、バルドゥインの城塞政策が新たなレーエン城塞の獲得を目標としただけでなく、レーエン契約の内容の厳格化を通じて既存のレーエン城塞に対する支配権の強化をも追求したことを如実に示す例である。そこでこの強化の過程を追跡してみよう。

上述のように、一二七三年 Heinrich von Bolanden はビショフシュタイン城塞をトリール大司教に譲渡し且つレーエンとして再授封されたが、この時に Heinrich は「主席助祭たる私と私の主席助祭職を継承する主席助祭達は継続的に同〔ビショフシュタイン〕城塞を保有し且つ保持すべきであり、同城塞に関し大司教に対して……コムメンダーティオー〔託身儀礼〕と誠実宣誓をなすべきであり、同城塞に関して大司教の優先的封臣となるべきである。さらに私は同城塞がトリール大司教とトリール教会のために継続的に優先的レーエンとなることを欲する archidiaconus vel archidioconi succendentes nobis in archidiaconatu in perpetuum habeant et teneant

ipsum castrum,et de ipso castro faciant archiepiscopis……homagium et fidelitatem, et erunt homines sui ligii de ipso castro. Volumus etiam ipsum castrum esse ligium archiepiscopis Trevirensibus et ecclesie Trevirensi in perpetuum」と定めている。(6) この取決めによってビショフシュタインはトリール大司教の優先的レーエンとなった。封臣は通常主邸参向と軍役の義務を負担したが、この取決めでは Heinrich はこの「当然の義務 servitia debita」の域を越えるような負担を特に義務づけられてはいない。Heinrich von Vinstingen から二代後の大司教 Dieter von Nassau は、一三〇三年、当時のカルデン管轄区を管理する司教座聖堂主席助祭 Hermann von Weilnau との新たなレーエン契約において、トリール教会に有利な変更を初めて加えることができた。大司教は自分の兄でもある前国王 Adolf von Nassau（在位一二九一―九八年）から王位と生命を奪った現国王 Albrecht I. von Habsburg（在位一二九八―一三〇八年）と以前から争っていたが、(7) この争いの最中 Hermann からビショフシュタイン城塞を譲渡されていた。(8) Hermann はその後城塞の返還（再授封）を大司教に要求し、この問題を巡って大司教と軋轢を生じた。ビショフシュタイン城塞に関する一三〇三年のレーエン契約は、両者が仲裁裁判官たるアムトマン Conrad von Boppard の調停によって和解した後に締結されたものである。この契約において、「余〔大司教〕と余の継承者達は言わば優先的な〔レーエンたる〕同城塞から継続的に援護を受けるべきであり、また余の教会を守るために必要となったならば、余のために開城されるべきである de ipso castro tamquam ligio nos et nostri successores in perpetuum erimus adjuti et pro defensione ecclesie nostre si necesse fuerit, nobis aperietur」と定められている。(9) この契約によってビショフシュタイン城塞は大司教の優先的レーエンであると同時に開城城塞 Offenhaus, castrum aperibile になったのである。もっとも大司教の開城権行使が攻撃その他すべての機会について認められたのではなく、教会を防衛する目的に限定された故に、この開城権は、ディーターの権力が大司教領を混乱と疲弊に陥れるほどに弱体であった事実とも符合して、封主たる大司教と Hermann の妥

協の産物であるとともに、大司教の封臣に対する権力の貫徹度も未だに低かったことを示している。[10]

これに対して、バルドゥインはこれらの前任大司教と全く異なって大司教と教会の利益を前面に押し出し、カルデン管轄区を管理する司教座聖堂主席助祭とのレーエン関係に根本的な変更を加えることに成功した。カルデン管轄区を管理する司教座聖堂主席助祭に新たに就任したHeinrich von Pfaffendorfは一三二九年、「私Heinrichの同司教座聖堂主席助祭職とこの司教座聖堂主席助祭職に伴うすべての裁判権並びに私の司教座聖堂主席助祭職に付属するビショフシュタイン城塞をそのすべての権利や付属物と共に……私のトリール大司教閣下バルドゥインから……同大司教とその継承者達の要請に基づき、優先的且つ何時でも開城すべきレーエンとして受領し且つ受領したarchidyaconatum nostrum predictum et omnem eiusdem archidyaconatus iurisdictionem ac castrum Bischofstein pertinens ad predictum archidyaconatum nostrum cum vniversis suis iuribus et pertinentiis a……nostro domino Baldewino Trevirorum archiepiscopo……in fedoum ligium et aperibile omni tempore ad eiusdem domini archiepiscopi suorumque successorum voluntatem recepimus et recipimus」。[11] この規定によって、ビショフシュタインは大司教が何時いかなる時でも開城権を行使することが可能な開城城塞となったのである。この事実が持つ意味は重大であった。なぜならば、開城期間中封主たる大司教が城塞における最高の命令権力を行使し、かくしてレーエン城塞を契約条件による拘束を受けつつも自己の自由所有城塞のごとくに利用しえただけでなく、トリール大司教領では、レーエン城塞の場合に、開城に伴って生ずる費用を大司教と共に封臣も城塞付属の財産又は少なくともレーエン財産によって支弁するのが原則であったからである。[12] のみならず、ハインリッヒはこの契約の中で「トリール大司教は……あらゆる者に対抗し且つその全き要請に基づいて援助を受けるべきであり且つ援助を受けねばならないarchiepiscopi Treverenses……contra quemlibet hominem et ad omnem eorum voluntatem se iuvare poterunt et debebunt」と述べている。[13] 言い換えれば、

Heinrich はその他の封主をも含むすべての者に対抗して大司教に援助を行なう義務を負わせられたことになる。これに加えて、ハインリッヒは城塞の運営方針について、次のような義務を負担した。「さらに私は自分の労力と経費によって同城塞を然るべき守備と建築物をもって保有する義務を負担すべきであり、私の同閣下とその継承者又は同トリール教会の臣民にとって何れかの点で有害と思われるいかなる人間をも同城塞に受け入れるべきでなく、またこのような人間は受け入れられないことを約束する。さらに私は同大司教閣下とその継承者並びにこれらの者の臣民の身に同城塞からいかなる損害をも与えるべきでない。のみならず、私はトリール大司教の明確な同意を得るのでなければ、私は私の同城塞のために封臣又はブルクマンを新たに獲得すべきでない Tenebimur quoque dictum castrum sub debita custodia et edificiis tenere nostris laboribus et expensis nec ullum hominem in ipso receptavimus aut receptari permittemus qui eidem domino nostro suisque successoribus aut subditis ecclesie Treverensis predicte aliqualiter sit molestus nec de eodem castro eisdem aut eorum subditis dampna aliqua inferemus Nullum etiam vasallum aut castrensem nobis aut dicto castro nostro de novo acquiremus sine expressa licentia archiepiscopi Treverensis」と。[14] この取決めは、城塞建築物を自己の費用で保全する義務と共に、大司教とトリール教会の臣民との敵を城塞に匿わない義務、及び特に大司教の明確な承認を得るのでなければいかなる封臣やブルクマンをもビショフシュタイン城塞での勤務に就かせるべきでない義務を Heinrich von Pfaffendorf に課するものである。このようにして、一三二九年のビショフシュタイン城塞に関するレーエン契約は新たに大司教の無条件的開城権を盛り込むと同時に、大司教に対する無条件的援助義務、城塞建築物を保全する義務、大司教と教会の臣民との敵を城塞に匿わない義務、及び大司教の明確な承認を得た上でのみ臣民とブルクマンを新たに城塞勤務に動員すべき義務を司教座聖堂主席助祭に課したことになる。したがって、この契約は、相当大きな処分権力を大司教に付与するものとなっており、一三〇三年の契約を大司教に

有利な方向で大幅に強化する内容を含んでいるといわねばならない。

しかし、バルドゥインは一三二九年の契約によって達成した成果に満足することなく、一三三八年カルデン管轄区を管理する司教座聖堂主席助祭職が再び交代する機会に乗じて、ビショフシュタイン城塞に対する支配権を一層強化しこれを完全に掌握しようと努めた。カルデン管轄区を管理する新任の司教座聖堂主席助祭 Gottfried von Brandenburg は、一三三八年のレーエン契約において、次のような義務を負っている。「さらに同城塞の門番・塔の見張り及び監視兵は同大司教閣下の諸支配領域 terrae の出身であり良い評判の者であるのでなければ、私 Gottfried はこれらの者を任命も入城もさせるべきでない。同時に、これらの者は予め同大司教閣下のこの城塞に入城を許可されるべきであり、先ず、その時ミュンスターマイフェルト[15]に勤務した同地のアムトマン又はトリール大司教閣下の側から同閣下の名においてこの目的のために派遣された代理人……つまり宣誓受理者に対して、次いで同じく司教座聖堂主席助祭たる私 Gottfried に対して、同大司教閣下の側から門番・塔の見張り・監視兵に要求されたところに従いこれらの職を誠実に執行することについて宣誓を履行する義務を負担すべきである。また、それにもかかわらず、もし同城塞の上述した門番・塔の見張り・監視兵のうち一人であれ複数であれいずれかの者が適格でないと言われるならば、門番・塔の見張り・監視兵が私に要求した後に遅滞なく、一人であれ複数であれその者を全部追放する義務を負うべきである Preterea portenarios custodes turrium et vigiles in dicto castro non instituam nec admittam nisi sint bene noti de terris dicti domini archiepiscopi oriundi qui etiam antequam ad huius castrum admittantur primum sculteto Monasteriensis in Meinfeld qui pro tempore ibidem fuerit aut ei qui ad hoc fuerit ex parte domoni archiepiscopi Treverensis deputatus nomine predicti domini ……recipientibus et deinde michi tanquam archidyacono iuramenta de exequendis fideliter eorum officiis prout ex parte dicti domini archiepiscopi ab eis exactum fuerit prestare debebunt. Et nichilominus si aliquem

vel aliquos de premissis portenariis custodibus vel vigilibus ipsius non congruere dicentur illum vel illos post requisicionem eorum michi factam sine moro debebo totaliter amovere」と。[16] 司教座聖堂主席助祭が封臣やブルクマンを新たに城塞勤務に就かせる際に大司教による事前の同意を得るよう義務づけられた点は、一三二九年の契約におけると同様である。この度の契約における新機軸は、門番・塔の見張り・監視兵はこれ以後大司教の支配領域の出身であるとともに評判のよい者であるべきこと、これらの兵卒はミュンスターマイフェルトのアムトマン又は大司教のその他の代理人に対して予め宣誓すべきこと、及び、兵卒の一部は不適格であり追放されるべきであるとの要求がその他の兵卒から出された場合に司教座聖堂主席助祭は遅滞なく追放すべき義務を課せられたことにある。この新しい契約によって、大司教は開城権行使の現実的実効性をある意味で左右するほどの意味を持つ兵卒の任命と罷免に干渉し影響力を及ぼすことが可能となったのである。[17] とりわけ兵卒が司教座聖堂主席助祭のみならずアムトマンその他の大司教の代理人に対しても誠実宣誓を行なうことは、兵卒が同時に大司教の支配下に入ることを意味するのである。司教座聖堂主席助祭は以上の義務に加えて、「さらに私〔司教座聖堂主席助祭〕の大司教閣下の……特別な同意がなければ、同城塞から又は同城塞に向かって何らかの方法でフェーデや闘争を開始若しくは助長し、あるいはこれらの開始や助長を行なわせない Insuper nullam gwerram sive brigam de dicto castro vel ad ipsum alicui movebo nec favebo nec moveri aut faveri faciam absque domini mei archiepiscopi……licentia speciali」義務を課せられた。[18] この義務は、言うまでもなく、大司教の同意を得るのでなければビショフシュタイン城塞を根拠地にして戦争を行なうことを禁止し、かくして司教座聖堂主席助祭からほぼすべての行動の自由を剥奪するものである。このようにして、一三二八年の契約は従来の義務に加えて、新たに、城塞の兵卒に対する大司教の影響力行使の可能性を認める条項と城塞を基地とする戦争を封臣に禁止する条項とを設けた故に、大司教はビショフシュタイン城塞に対し自己の自由所有城塞に対するのとほぼ同様の命

令権力を獲得するに至った。大司教は一三〇三、同二九、同三八年と相次いで新任の司教座聖堂主席助祭とレーエン契約を更新する度毎に契約内容を次第に強化してゆき、レーエン城塞を自由所有城塞にほとんど劣らない地位と意義を有する存在にまで高めていったのである。上述したように、ビショフシュタイン城塞は一三世紀後半期には司教座聖堂主席助祭が支配する自由所有城塞であっただけに、右の事実が持つ意義は重大である。つまり、大司教のランデスヘルシャフトに対するレーエン城塞の意義は、大司教がレーエン契約の取り決められた内容に基づいて有する影響力行使の可能性の強度に依存するといわねばならない。もっとも、ビショフシュタイン城塞に対するここまでの叙述からも容易に推測されるように、レーエン契約の内容は予め確定している規範に依存しているのではなく、封主と封臣間のその都度の力関係に左右された。[19] この関連で、大司教が一三三八年司教座聖堂主席助祭 Gottfried von Brandenburg とのレーエン契約を締結した政治的背景には、同三一―三六年にビショフシュタイン城塞の近隣地で戦われたこの地域の貴族達とのエルツァー・フェーデ Eltzer Fehde に大司教が勝利を収め、この地域において既に自由行動権を獲得していたという事情があった。[20] このフェーデにおいて、大司教は、モーゼル川北岸アイフェル Eifel 地域のエルツ城塞に拠るエルツ家 von Eltz、モーゼル川南岸のフンスリュック地域の三つの貴族家、つまりヴァルデック Waldeck 城塞に拠るヴァルデック家・エーレンブルク Ehrenburg 城塞に拠るエーレンブルク家・シェーネック Schöneck 城塞に拠るシェーネック家、これら四貴族連合との闘争を成功裡に終結させていたのである。[21] なお、大司教が何故にビショフシュタイン城塞に対する支配権強化に執念を燃やしたか、その理由を明らかにする文言が、上述一三二九年 Heinrich von Pfaffendorf とのレーエン契約に挿入されている。つまり Heinrich は「さらに、同大司教閣下の支配領域 terra に対していかなる者によっても危害と侵害行為を通じ損害が加えられない目的のために、私がなしうる限り且つ危害と侵害行為を受けないで、同城塞の近隣にあったモーゼル川の渡し場が保護されることを私は私になさしめるべきである Transitum

eciam moselle qui fuerit in vicinia dicti castri custodiri faciemus michi quantum poterimus etiam sine dolo et fraude ne per eos inferri possit terre dicti domini archiepiscopi per aliquos nocumentum」と。[22] この文言は、大司教がビショフシュタイン城塞は近隣のモーゼル川の渡し場と共に大司教の支配領域 terra を保護する城塞であると見做していたことを明瞭に窺わせる。大司教が当城塞の掌握に首尾一貫して努めた原因は、外ならぬこの点にあったのである。モーゼル川の渡し場は当城塞の近隣に位置すると同時に、明らかに大司教の terra に属している故に、この terra は城塞が保護すべき直接の周辺地を指しているものといわねばならない。[23]

次に、大司教バルドゥインは一三三八年のレーエン契約において封臣の裁判に関する規律をも行なっている。つまり、司教座聖堂主席助祭 Gottfried von Brandenburg は「さらに、いかなる宗教的及び世俗的事件や問題に関してであれ、これらの事柄について私は以後、私の同大司教閣下・その後継大司教・大司教のあらゆるファミリア又は臣民と裁判をなすことができ又はなすであろう。否むしろ、大司教はこれらのファミリア又は臣民が私と共に大司教に宣誓することを欲するであろうが、私は私の同大司教閣下・その後継大司教の面前で又は同大司教閣下が特別に〔自分の〕代理人として任命した人物の面前で裁判と和解の手続きに服し且つこの手続きに参加すべきである Item super quibuscumque causis vel negociis ecclesiasticis et mundanis de quibus agere habeo vel habuero in futurum cum prefato domino meo archiepiscopo suis successoribus aut eorundem familiaribus vel subditis quibuscumque quos proloquie voluerit vel ipsi vel mecum stabo et proebo iusticie et amicicie coram prefato domino meo et suis successoribus aut coram personis illis quas ad hoc duxerint deputandas」という義務を課せられた。[24] この文言は、封臣と大司教・その教会・大司教の臣民との間の争訟は大司教又はその代理人の面前の裁判所に係属しそこで処理されるべきことを定めるものである。この「大司教又はその代理人の面前の裁判所」（仲裁裁判所）は、議長たる大司教と判決発見人たる封臣団が構成するレーエン裁判所

Lehnsgericht とは異なる。[25] 大司教はレーエン裁判所は、これを飽くまでも封主たる地位に基づいて主宰するのに対して、この仲裁裁判所はこれを封主としての地位に加えてランデスヘルたる地位に基づいて開催した。ビショフシュタイン城塞が一三〇三年以後大司教の開城城塞であったことは既に述べた。[26] 仲裁裁判条項は封主たる大司教の開城城塞を保有する封臣とランデスヘルたる大司教の臣民との間の争訟を大司教の裁判所に引き寄せ、かくてそれはラント平和 Landfriede が大規模な形で追求したのと同様、小規模な形でフェーデを裁判手続きに置き代えようと努めた。[27] このような仲裁裁判条項を含む開城契約はラント平和の確立に寄与する仲裁裁判権を封主に付与するとともに、封臣を臣民の地位に接近させ自らに服属させるという帰結を伴うものである。したがって、仲裁裁判条項は封主たる大司教のレーエン制的支配権 Lehnsherrschaft をランデスヘルシャフト Landesherrschaft に接近させこの両者の間を媒介するものに外ならない。[28] とするならば、レーエン契約が仲裁裁判条項を含む場合には、それは大司教のランデスヘルシャフトの拡充に寄与したといわなければならない。のみならず、中世社会において裁判権力は政治権力と同義であり、封主の仲裁裁判権を設定するごときレーエン契約は封主のほかならぬ政治権力の拡大という意味を有する。このことは、一四世紀前半期という中世後期においてもなおレーエン制が無視しえぬ政治的意義を有していたことを示すものであるといわねばならない。

なお、大司教の面前の裁判所で裁判を受けるという封臣の義務は、一三三八年司教座聖堂主席助祭 Gottfried von Brandenburg のレーエン契約に現れるのみではなく、外に、例えば上述の騎士 Heinrich Beyer von Boppard が同三一年ボッパルトの国王城塞 Domus regis を授封された場合、[29] 同四一年同じ Heinrich Beyer von Boppard が大司教の自由所有城塞シュテレンベルクの世襲ブルクグラーフ官職 Erbburggrafschaft をレーエンとして受領した場合、[30] 及び同四二年騎士 Werner von Treis が大司教の自由所有城塞トライス Treis の世襲ブルクグラーフ官職をレーエンとして受領した場合等にも現れる。[31] 大司教バルドゥインは抑も高級政治の領域において、ラン

ト平和同盟の締結を通じ、ラント平和の確立に努めていた。彼は、その治世中、先ず一三一七年に国王ルートヴィヒ四世・ベーメン王ヨーハン König Johann von Böhmen・マインツ大司教ペーター・フォン・アスペルト Peter von Aspelt その他と共に七年期限のライン・ラント平和令 rheinischer Landfriede を締結したのを皮切りに、[32] 同三一・三二・三七・三八年と相次いで成立したライン・ラント平和令の締結を指導的に推進した。[33] 遂にバルドゥインはその治世の末年一三五二年に宮中伯 Ruprecht・辺境伯 Wilhelm von Jülig・グラーフ Dietrich von Loen・グラーフ Gerhard von Berg と共にトリール大司教領及びその西隣のルクセンブルク伯領に妥当すべき包括的なラント平和を締結し、このためのより確固たる組織をさえ設けるに至った。[34] レーエン契約に含まれる仲裁裁判条項は、上述のごとく、フェーデを平和的な裁判手続きに置き代えるものである故に、大司教のこの大規模なラント平和政策の一環をなすものといわねばならない。このように我々は考えることができるとすれば、仲裁裁判条項を盛り込むことに成功した大司教のレーエン政策は、局地的なミクロのレベルでラント平和の実現に寄与したことになる。

(二) フェーレン城塞

フェーレン城塞は都市トリールの北東約一四㎞地点のモーゼル川左岸領域に位置する。[35] この城塞はバルドゥインの治世になって騎士見習い armiger Kuno von Kuntzich [Cono de Kuntzich] により新たに建設されたものであるが、Kuno は一三四一年これを大司教にレーエンとして寄進した。その外に Kuno には、「記憶も及ばないほど昔から、トリール市の城壁の近くの塔の下の橋 [Brücke] にある私 Kuno の [Brücken] 城塞並びに防備施設とそのすべての権利と付属物が、私のトリール大司教閣下バルドゥインより優先的且つ開城レーエンとして授封されてい ab antiquis retractis temporibus in feodum ligium et aperibile descendunt a……meo domino

Baldewino archiepiscopo Treverensi domus seu fortalicium meum in ponte inter turres prope muros Treverenses cum suis iuribus et pertinenciis universis……」た。[36] つまり、彼は既にバルドゥインから城塞ブリュッケン Brücken をレーエンとして保有する封臣であった。問題のフェーレン城塞については、このレーエン受領書の中で次のように記されている。「いかなる者も私の同閣下とその同教会の特別の恩寵と同意がなければ、私の同閣下とその同教会の districtus terrae iurisdictiones seu dominia において城塞や防備施設を新たに建設することを許されない故に、トリールとヴィットリッヒの中間点のフェーレン［Vormen］に位置する私の城塞乃至防備施設を私の同閣下とその同教会に寄進し且つ譲渡したこと、及び、私が旧来のものであれ新規のものであれ同防備施設乃至財産を優先的レーエンとして、慣習上及び法律上この種のレーエンによって〔負担されている〕義務・誠実宣誓・宣誓と勤務をもって私が受領したことを私は確認する Item recognosco quod quia cum liceat nulli castri seu fortalicia in districtibus terris iurisdictionibus seu dominiis eiusdem domini mei et ecclesie sue predicte de novo erigere absque ipsorum gracia et licentia speciali castrum meum seu fortalicium in Vornen situm inter Treverensem et Witlich eidem domino meo et ecclesie sue predicte de novo superposui et resignavi etiam quod ego eadem fortalicia seu bona tam veta quam nova ab ipso domino meo recepi et recipio ac me recepisse recognosco in feodum ligium cum onere fidelitate iuramento et serviciis in talibus feodis de consuetudine et de iure」と（傍点、筆者）。[37] この文言の趣旨は、トリール大司教以外の者は大司教とその教会の特別の許可がなければその districtus terrae iurisdictiones seu dominia において城塞建設を禁止されている故に、Kuno von Kuntzich は大司教と教会の許可を得ずに建設した自分の自由所有城塞フェーレンを事後的に大司教に対し優先的レーエンとして寄進し且つ再授封されたということである。したがって、このレーエン寄進契約締結の背後には、Kuno が大司教とその教会の同意を得ずに城塞建設を行なったという事情が

あることは明らかである。皇帝フリードリッヒ二世 Friedrich II. の一二二〇年「教会諸侯との協約 Confoederatio cum principibus ecclesiasticis」第九条が教会諸侯に対し、同皇帝の一二三一／三二年の「諸侯の利益のための取決め Statutum in favorem principum」第一条が一般的に、教俗諸侯に対して築城高権を譲与していたが、[38] Kuno の城塞寄進契約は大司教による築城高権の現実的貫徹の試みの一環であったといわねばならない。[39] 大司教が自らの築城高権の現実的貫徹とその他の貴族による築城活動に影響力を及ぼすこととにいかに腐心したかは、大司教が一三四六年国王カール四世に改めて自己の築城高権を確認してもらった事実からも窺われる。この時の特権付与状において、国王は次のように述べているのである。「いかなる者であれ今後、トリール教会の所領又は都市トリールとトリール司教区内のそれ以外の教会若しくは修道院の所領において、あるいは同トリール教会の iurisdictiones et districtus において、自由所有財産又はレーエンのいずれの財産権に基づくのであれ、フォークタイ Vogtei 又はその他いかなる権原によるのであれ、あるいは同トリール教会の iurisdictio 乃至 districtus の所在地たる城塞から三マイル以内の周辺地において、防備施設・城塞・〔城壁を具える〕都市を……同トリール教会の明確な同意を得ずに建設し建造し若しくは作りうることを又は敢えてそうすることを断固として禁止すると同時に、外ならぬこのことが朕と朕の後継国王達に対しても禁止されたことを定める firmiter inhibemus, ne quisquam aliqua fortalicia, castra vel opida in fundo Treverensis ecclesie vel aliarum ecclesiarum seu monasteriorum Treverensis civitatis et dyocesis vel in ipsius ecclesie Treverensis iurisdictionibus aut districtibus, etiam ratione alicuius proprietatis,allodi aut feodi, advocatie seu alio quoquam pretextu,vel infra unam leucam a locis iurisdictionis aut districtus pretacte ecclesie Treverensis, ……, sine expresso consensu suo erigere, collocare, construere vel facere valeat seu audeat in futurum, et id ipsum nobis et nostris successoribus esse volumus interdictum」と。[40]

さて、Kuno のレーエン契約において言及された、大司教以外の者がそこにおいて城塞の築造を禁止された大司教の districtus terrae iurisdictiones seu dominia とは、何を意味するのであろうか。次にこの問題を検討しておきたい。先ず、四つの言葉を連結したこの表現が、大司教と教会以外の者は築城を行なうことが許されない区域、換言すれば大司教と教会の築城高権が行使されるべき支配領域乃至支配権域 Herrschaft を意味することは勿論である。[41] この関連で、上述したごとく国王が一二二〇年の法律により教会諸侯に対し、同三一／三二年の法律により教俗諸侯に対し一般的に、レガリア regalia たる築城高権を譲与した事実、並びに同三一／三二年の法律が諸侯 principes を「領国主 domini terrae」と呼んでいる事実を我々は想起するならば、[42] 諸侯たるトリール大司教の districtus terrae iurisdictiones seu dominia はそのランデスヘルシャフト Landesherrschaft を指称するものに外ならない。[43] 然らば、その各々の言葉（要素）は具体的に何を意味するのであろうか。terrae (sing. terra/Land)と iurisdictiones (sing. iurisdictio)はそれぞれ大司教の支配領域と裁判区（裁判権域）を指しており、しかも複数形である故に、支配領域と裁判区との各集積体であるということになる。[44] dominia (sing. dominium)は本来多義的な概念であり、支配 Herrschaft を表現する一般的な用語であるが、ここではトリール教会の支配権との関連で、さらに裁判権を始めとするその他の支配権的諸権利と並記されている故に、それはグルントヘルシャフト Grundherrschaften を意味するものといわねばならない。[45] districtus (sing. districtus)は bannum (Bann, deutsch)と同義であり、「罰金や財産の没収を布告し又は禁令を課する権力が行使される区域 ambitus intra quem potestas porrigitur mulctam et proscriptionem bonorum indicendi, vel bannum promulgandi」、つまり罰令区 Bannbezirk である。[46] さらに、罰令区の実体を明らかに示す史料がある。一三二九年騎士見習い Thilmann von Rodemachern のレーエン受領書によれば、彼は大司教の自由所有城塞ザールブルク Saarburg の周辺領域たる罰令区の中に幾つかの村落を所有していたが、そのうち六つの村落を大司教に城塞レーエンとして寄進し且つ

再授封された。[47] しかし、再授封の際に、大司教は六村落をそのままの形でではなく、「高級裁判権、グルントヘルシャフトと狩猟権……と当該諸村落及びその境界内における度量衡検査権をその付属物と共に彼〔バルドゥイン〕・その継承者達及びトリール教会のために特に留保した形で iurisdictione alta dominio ac iure venadi…… et examinatione mensurarum in eisdem villis ac earum confiniis cum eorum pertinenciis sibi successoribus suis et ecclesie Treverensi specialiter reservatis」、Thilmann に再授封した。[48] さらに、「同諸村落の住民は私〔Thilmann〕の同閣下〔バルドゥイン〕・その継承者達及びトリール教会の臣民となるべきであり、又同トリール教会の terra が攻撃されたときには何時でもこれを守護する義務を負わねばならない homines predictarum villarum eidem domino meo successoribus suis et ecclesie Treverensi subesse debent terramque ipsius ecclesie Treverensis defendere tenebuntur quociens fuerit oportuna」と記されている。[49] したがって、大司教の罰令区（権）の実体は、Thilmann のレーエン受領書から判明するところによれば、グルントヘルシャフト・高級裁判権・狩猟権・度量衡検査権・村落住民に対する支配権並びに軍事罰令権等の多種多様な権限の集積体であったことになる。なお「トリール教会の terra」とは城塞周辺地に位置する村落住民が守護防衛の義務を課せられている故に、直接にはザールブルク城塞とその周辺地を意味する筈である。いずれにしても、大司教のランデスヘルシャフトを示す districtus terrae iurisdictiones seu dominia は、罰令区（権）・（保護）支配領域・裁判区（権）・グルントヘルシャフトの諸権限からなる複合体であったと結論される（後述）。なお、付随的に、レーエン制の領邦国制史的意義の観点から見るならば、Thilmann の城塞レーエン寄進契約が村落住民を大司教の臣民と化した事実、言い換えれば大司教のランデスヘルシャフトに服せしめるという結果をも生んだ事実は極めて重要である。

さて、本題の Kuno von Kuntzich のレーエン寄進契約に立ち返るならば、彼はさらにもう一つの興味深い取決めを大司教と交わしている。先ず、Kuno は、「さらに、自分と自分の相続人はいかなる原因や理由に基づくので

あれ上述の大司教閣下とそのトリール教会に対し全力を挙げて抗弁をなし又は抗弁をなすことができるが、私は自分と自分の相続人の名において本契約書の作成の日までのすべての訴え又は抗弁を放棄する Renuncio in-super pro me et meis heredibus omni actioni seu inpeticioni nobis ex quacumque causa vel occasione contra prefatum dominum archiepiscopum et ecclesiam suam Treverensem competentibus seu competere valentibus quovismodo vsque in diem confectionis presentium litterarum」と述べている。(50) この文言は、フェーレン城塞のレーエン寄進契約が、疑いなく、ある意味で、大司教と Kuno の間にそれまで行われていた争訟に決着をつけるための政治的和解乃至同盟であったことを示すものである。直截に言えば、Kuno の寄進契約の一つの目的は大司教との和解であり、和解がレーエン契約締結の一動機をなしていたのである。とするならば、このレーエン契約はレーエン制が大司教と封臣の間の権力関係の調整・組織化に寄与したことを如実に示す例であるといわねばならない。さらに、抗弁放棄文言 renuntiatio は元来ローマ法上の制度であり、かかる学識法上の制度がレーエン契約に挿入されていることは、中世後期のレーエン制がフランク時代から中世盛期に至るまでの古典的なレーエン制とは違った様相を呈していることを示す一つの標識であるといわなくてはならない。(51)

Kuno von Kuntzich は、二年後の一三四三年、フェーレン城塞に関するレーエン受領書を改めて大司教に提出している。これによれば、「畏怖すべき司祭並びに封主たるプリュム修道院長閣下とその聖堂参事会との同意と承認を得て、自分の同城塞並びにその建造物と周辺域を、トリール大司教バルドゥイン閣下・その教会及びその継承者達が自己の意思と必要性に従い且つ私クーノーの畏怖すべき同プリュム修道院長閣下とその聖堂参事会に対抗する場合を除外してすべての者に対抗して利用すべく、この証書によって、新たに私クーノーの同トリール大司教閣下から優先的なまた開城レーエンとして受領し且つ受領した von nuwes von dem selben mime herren von Triere mit willen vnd gehengnisze des erwirdigen vnd geistlicher herren herrn Dyders aptes vnd sines

capittels von Prumen daz selbe min hus mit buwe vnd bivange entphangen han vnd entphaen an diesem brieve zu ledigem vnd vfgebigem lehen yme sime stifte vnd sime nachkomenn sich dar vz vnd yn zu behelfene zu allen iren willen vnd noten vnd ouch wider allermenlichen ane wider minen vorgenanten herren den apt vnd capittel von Prumen」(傍点、筆者)。[52] ここに、フェーエン城塞は新たに従来の優先的レーエン ligisches Lehen たる法的性格に加えて開城レーエン offenes Lehen としての法的性格をも兼ね具えるに至ったのである。この事実はレーエン契約（制）が城塞に対する大司教の命令権力の増大を図るための手段を提供したことを示すものである。この契約においてもう一つ留意すべき点は、城塞が大司教の優先的開城城塞 ligisches Offenhaus と化したにもかかわらず、封臣の開城義務（誠実義務）が大司教のみに向けられているのではなく、プリュム修道院長とその聖堂参事会のための開城義務が封臣に留保されていることである。上述のごとくプリュム修道院長は Kuno の封主であったことの外に、フェーエン城塞は元来プリュム修道院領の上に建設された城塞であるという事情が[53]、この誠実義務の留保条項の背景にあると推測される。優先的レーエン feodum ligium 関係は多岐に亘る問題を含むテーマであるが、ここではそれが封臣に一人の封主に対する排他的な誠実義務、換言すれば「すべての者に対抗する援助の義務 auxilium contra omnem hominem」を課することを常に意味するものではないことを確認するに留めたい。

（三） エルレンバッハ城塞とデールバッハ城塞

一三四〇年騎士 Konrad von Esch [Conradus de Esch] は両城塞に関するレーエン寄進契約において次のように述べている。すなわち、「私の……トリール大司教閣下バルドゥインとその教会の dominia terrae districtus の中では、これらの者の特別の恩寵と同意に基づくのでなければ、いかなる城塞や防備施設も新たに

建設又は築造されるべきではない乃至建設又は築造されえないという原則が、トリール大司教バルドゥイン閣下とその教会の dominia terrae districtus において古来法律上及び慣習法上正に遵守されんとしたことを私 Konrad は自ら認め、……私の同閣下により久しい間私に付与された様々な恩寵と利益の返礼として、エルレンバッハに所在の私の塔並びにその防備施設のみならず、デールバッハに所在の私の塔の二分の一の持分とこの塔の防備施設の二分の一とを私の同閣下に寄進且つ譲渡し――これらの塔と防備施設は、言うまでもなく、私の同閣下とその教会の所有に帰し、以後同閣下とその教会のあらゆる種類の必要性と要求に応じて開城される義務を負担すべきであるが――、またこれらを義務・誠実宣誓・宣誓及び慣習法上法律上この種のレーエンに基づいて負担されている勤務をもって同閣下からレーエンとして受領し且つ受領したと同時に、私が受領したことを私は確認する attendens habeo fore ab antiquis temporibus in dominiis terris districtibus……mei domini Baldewini archiepiscopi Treverensis et ecclesie sue de iure et consuetudine observatum quod nulla castra vel fortalicia inibi erigi vel edificari de novo debeant sive possint nisi de ipsorum gracia et licentia speciali……ob multiplices gratias et favores michi per eundem dudum meum factas turrim meam in Erlebach sitam cum fortaliciis eiusdem necnon mediam partem turris mee in Derenbach site cum medietate fortalicii ipsius que quidem turres et fortalicia ipsi domino meo et ecclesie sue sunt et esse debebunt inantea aperibiles pro eorum vtilitate et voluntate omnimoda superposui et resignavi predicto domino meo et eas ab ipso recepi et recipio ac me recepisse recognosco in feodum cum onere fidelitate iuramento et serviciis in talibus feodis debitis de consuetudine vel de iure」（傍点、筆者）と。(54)

この契約文言によれば、上述フェーレン城塞の寄進契約について見たように、大司教とその教会の築城高権域乃至ランデスヘルシャフト領域たる dominia terrae districtus において大司教以外の者の城塞が建設されている

故に、大司教の同意を得ないでこれを行なったKonradはエルレンバッハ城塞とデールバッハ城塞の二分の一の持分とを大司教に開城レーエンとして寄進し且つ再授封された。大司教バルドゥインはトリール教会のランデスヘルシャフト領域におけるその他の者の築城行為禁止の原則をKonradに承認させると同時に、Konradが新たに建設した城塞を事後的に、随時大司教の命令権力に服する開城レーエンとして寄進せしめたことになる。このようにしてバルドゥインは封臣が建設した新たな城塞に対するレーエン制的支配権と築城高権を不可分な統一体として纏め上げたのみならず、レーエン制的支配権を築城高権貫徹のための手段として活用した。もし大司教以外の貴族権力が新たに建設した城塞を大司教による築城高権の独占的所有の原則に基づいて寄進を余儀なくされたとしたならば、貴族権力による築城活動は大司教の支配権と勢力圏との拡大・強化を促進する帰結を伴う行為であるに外ならなくなり、他方大司教と対抗した形での貴族の新たな自由所有城塞もその主権的な支配の拡大も最早不可能となる筈である。[55] この発展は、大司教が貴族の既存の自由所有城塞をもレーエン寄進契約を手段としつつ次々と自己のレーエン制的支配権の下に服せしめていったことと相俟って、一方の大司教権力の相対的強化・濃密化並びにその勢力圏の拡大と他方の貴族権力の相対的低下・大司教権力への漸次的統合という結果を生み、かくして領域国家に帰着することになろう。それ故に、Konradのレーエン寄進契約も、上述フェーレン城塞に関するKonradの契約と同様、レーエン制が築城高権と相互補完的にランデスヘルシャフトの強化乃至領域国家の形成に寄与したことを明らかに示す具体例であるといわなくてはならない。右に引用した文言に関して論ずべき点がもう一つある。Konradは、両城塞を改めて「……この種のレーエンに基づいて負担されている勤務をもって」再授封された事実から、レーエン制的勤務（主邸参向と軍役）が、その本来的な人格的基礎たる家士制Vasallität に基づいてではなく、物権的基礎たるレーエンに基づいて提供されたことが分かる。中世盛期以後始まったレーエン制の物権化 Verdinglichung 傾向は、城塞レーエンにおけると同じくレーエン城塞の分野におい

ても確認されるのである（後述）[56]。

次に、Konradのレーエン寄進契約は城塞の修築・強化と分割譲渡に関する規律をも行なっている。すなわち、「デールバッハの同要塞は、私Konradの同閣下又は教会の特別の許可を得ずに築城された故に、一層強固に又は一層高く修築されるべきではない。また、もし将来〔デールバッハとエルレンバッハの〕両城塞が分割して付与されたならば、それ以後いずれの持分保持者も、これらの要塞から付与された各自の持分を、上述したところに従いレーエンとして受領し且つ保持する義務を負担するNon debebit eciam prefatum fortalicium in Derembach amplius vel alcius edificari quon iam edificatum est sine eiusdem domini mei aut ecclesie sue licentia speciali. Insuper si fortalicia prefata inposterum dividi contigerit ex tunc quilibet partem suam ipsam de huiusmodi fortaliciis contingentem recipere et tenere debebit in feodum prout superius est expressum」と[57]。封臣が城塞を修築・強化すべきでないとする前半部分は、開城権の留保と並んで、大司教が城塞を実質的に自己の統制下に置き、併せて築城高権の実質的貫徹と支配の安定化に努めたことを意味する。分割譲渡に関する後半部分は、右の引用文の直前に記されている相続に関する規律との関連において考察する必要がある。相続に関する文言は以下のごとくである。「その上、もし私Konradは男性であれ女性であれ私の正当な相続人を持たなかったならば、男性であれ女性であれ私のより近い親族のすべての者が両城塞を私の同閣下とこれを継承するトリール大司教から約束した様式に従い継続的にレーエンとして受領し且つ保持する義務を負担するDebebunt quoque heredes mei legitimi utriusque sexus quos si non habuero proximiores mei singulares utriusque sexus fortalicia predicta a prefato domino meo suisque successoribus archiepiscopis Treverensibus perpetuo iuxta modum promissum in feodum recipere et tenere」と[58]。このように見てくるならば、分割譲渡に関する先の規定は、Konradが自分自身の直系卑属たる相続人を欠く場合に起こりうるより近い複数の最近親族による分割相続

を主に念頭において予め設けられたものであるといえよう。分割譲渡を受けた者はKonradの親族であれ血縁のない他人であれ、すべて改めて大司教の封臣になるべしという上述の契約文言は、封臣でないものが城塞の持分を所有することによって城塞に対する自分の影響力や支配権が減退し又脅かされることを大司教が極力予防することに努めたことを窺わせる。他方、大司教はレーエン城塞の分割相続又は分割譲渡を封臣に対して承認したことになるが、これは勤務の基礎となるべき各封臣のレーエン財産の縮小・零細化という結果を生み、遂には封臣による勤務の懈怠をもたらす虞を含む筈である。[59] 大司教がこのような事態が必然的に起こりうることを知りながらレーエン財産の分割を承認した原因は、彼が寄進契約締結の時点において何よりも先ず自分の勢力圏内における築城高権の貫徹を目的としつつ貴族の自由所有城塞をレーエン制的支配権の下に組み込むことに主眼を置き、そのためにレーエン財産の相続については封臣に譲歩したことに求められるであろう。[60] 次に、本節で明らかになった事柄を簡単に整理しておきたい。

先ず、ビショフシュタイン城塞は、大司教が自分に有利な形でレーエン契約の内容を強化していったことにより、遂には事実上大司教の自由所有城塞にほぼ等しいものになった。これを可能としたのは大司教の開城権と優先的レーエン関係であった。特に開城権は開城期間中大司教に城塞における命令権力と費用の請求権を付与したという意味で重要な意義を有した。レーエン契約の仲裁裁判条項は封臣を臣民の地位に接近せしめただけでなくラント平和の貫徹にも寄与した故に、大司教のレーエン制的支配権をランデスヘルシャフトに接近させる作用を及ぼした。さらに、大司教はレーエン契約を通じて軍役・主邸参向の外に城塞建造物保全の義務・専断的戦闘行為の禁止・城塞を基地として大司教と教会に損害行為をなさない義務・大司教と教会の敵を城塞に受け入れない義務・臣民との争訟につき大司教の面前で裁判を受ける義務を課し、封臣を法的に拘束することに努めた。

フェーレン城塞については、レーエン契約が本来国王レガーリエンであるのみならず政治権力の最たるものた

る築城高権の実質的貫徹に貢献し、かくして大司教のランデスヘルシャフトの構築を促進した。[61] 抗弁放棄文言はレーエン制に対するローマ法の影響を示すと同時に、レーエン寄進契約が封主たる大司教と臣民の和解乃至政治同盟であったことを示す。またこの後者の事実はレーエン制が中世後期においてもなお権力を組織化する役割を担ったことを特に明確に物語るものである。優先的レーエン関係 ligisches Lehnsverhältnis は、封臣が唯一の優先的封主を持つ場合には、競合的レーエン関係を排除することによって封主と封臣間の関係を臣属関係 Untertänigkeit に接近せしめ、かくして封主権をランデスヘルシャフトへと転換せしめる端緒をなす。[62] しかし、封臣が複数の優先的封主を持つ場合には、この効果は限定的なものとなる。なお、付随的に、大司教の自由所有城塞ザールブルクのブルクマン Thilmann von Rodemachern の城塞レーエン寄進契約が、この者によって支配されてきた村落住民を大司教の臣民とする条項を含んでいたことは是非とも銘記しておく必要があろう。[63]

エルレンバッハとデールバッハ両城塞に関しても、レーエン制は大司教の築城高権の実現とランデスヘルシャフトの拡充に寄与した。またこの両城塞の寄進契約に含まれる分割譲渡の規定は、大司教が相続に関して封臣に敢えて譲歩を行なってもなおその自由所有城塞を自らに寄進せしめ、これをレーエン制的支配権の下に組み込むことに重大な関心を注いだことを物語る。この両城塞と上述のフェーレン城塞の寄進契約はレーエン制の物権化が進展していたことを示す例である。

次に、大司教バルドゥインとその教会の支配権（領域）は、in districtibus terris iurisdictionibus seu dominiis eiusdem domini……et ecclesie sue(以下連結形Aと略記)[64], in dominiis terris districtibus……domini Baldewini archiepiscopi Treverensis et ecclesie sue（以下連結形Bと略記）[65], in ecclesie Treverensis iurisdictionibus aut districtibus（以下連結形Cと略記）[66] 及び in fundo Treverensis ecclesie[67] と呼ばれた。これらの中で、特に連結形AとBは大司教とその教会のランデスヘルシャフトを表現するものであった。またランデスヘルシャフトがこの

ように複数の言葉を書き連ねた形で表記されただけでなく、各々の言葉自体も複数形であったことが示すように、一四世紀段階におけるトリール大司教のランデスヘルシャフトは種々雑多な権利・権限からなる複合体であった。本小稿において直接的又は間接的に論及した大司教の自由所有城塞とその周辺地は、個別的に、iudicium seu territorium(マイエン城塞)、dominium(マルベルク城塞)、districtus(キュルブルク城塞)、iurisdictio et districtus(モンタバウアー城塞とヴェルシュヴィリッヒ城塞)、terra/Land(モンタバウアー城塞、ビショフシュタイン城塞、ザールブルク城塞)と呼ばれ、あるいは一般的にiurisdictio aut districtusと呼ばれた。[68] この事実は、第二節で明らかにしたごとく、大司教が特に城塞周辺地における貴族権力の減殺に主要な関心を払った事実とも照応して、城塞が大司教とその教会のランデスヘルシャフトの重要な基礎をなしたという国制史的意義を有したことを物語る。[69]

なお、上述のようにterra/Landの言葉が城塞周辺地のみならず、大司教の世俗的支配領域を示すために使われることがあった。ほんの一例を挙げれば、大司教バルドゥインがグラーフSimon und Johann von Sponheim兄弟にマインツからトリールに至るまでの護送権を承認した一三三一年の証書の中に、「マインツからトリールの彼方二マイルに至るまでの余〔トリール大司教バルドゥイン〕のラントと領域を通じてdurch unser land und gebiede von Mentzen bit zwo milen ien site Trieren」という表現が現れる。[70] このland (terra)も上述の連結形A又はBと同様明らかに大司教のランデスヘル権力が及ぶ領域を指し示している。[71] それ故に、このラントは多種多様な領域や権利からなる集積体であったことになる。この関連で、オットー・ブルンナーOtto Brunnerはバイエルン＝オーストリア法領域に属する諸ラントの研究成果を基礎としつつ、「ラントはランデスホーハイト領域のごときもの、一人の帝国直属の支配者〔ランデスヘル〕の手に統合され外ならぬこの支配者のdominium、つまりヘルシャフトによって統一体として統合された諸領域と諸権利との複合体では決してない。……ラントとは、

そこにおいてラント法が行なわれる裁判区域である」と述べている（傍点、筆者）。[72] ブルンナーのこの考え方は一四世紀前半期大司教バルドゥイン統治下のトリール領域には当て嵌まらないと我々は言わざるをえない。さらに、O・ブルンナーはラントがラント法の妥当する裁判「区域」であると述べ、ラントの領域的性格を認めはするが、他方で、彼は「ラントとは一定のラント法によって統合された法＝平和共同体であり」[73]、又は「土地を耕作し・土地を支配している人々のゲノッセンシャフト」[74]であると述べ、基本的に、人格的なラント（Landesgemeinde）概念を打ち出している。しかし、縷説してきたごとく、一四世紀前半期大司教バルドゥインの治世において、ラントは領域的な概念であり、ブルンナーの人格的なラント概念は適用することが不可能である。[75] 大司教のラントを意味する上述の連結形AとBのいずれにもinという前置詞が付けられているのみならず、上述一三三一年の証書に現れるlandにもdurchという前置詞が被せられ、さらにトリール大司教領では地方的権力を組織化する形式としての身分制は中世末期まで存在しなかった。[76] またラントの権力主体として現れてきたのは、前節より繰り返し明らかにしてきたごとく、大司教、又は大司教とその教会であった。[77] 以上三つの事実だけからしても、ブルンナーの人格的ラント概念は、一四世紀前半期のトリール大司教領には当て嵌まらないといわざるをえない。さらに付言するならば、トリール大司教のランデスヘルシャフトが連結形A又はBとland/terraによって表現されたことは、landが一四世紀前半期においてもなお未だ確定的な概念となっていなかったことを意味するものに外ならない。[78] 最後に、次節では、これまでの考察を通じて明らかになった事実を踏まえ、レーエン制の領邦国制史上の意義とこれを巡る学説に論及し、結びに代えることにしたい。

（1） 上述二―三頁、上掲拙稿一一七頁。

（2） W.R. Berns, Burgenpolitik, S. 211の地図を参照。

(3) L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 47.
(4) A. Goerz, Regesten, S. 52.
(5) E. Düsterwald, Kleine Geschichte, S. 82; W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 27 und 119; L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 47.
(6) Johann Nikolaus von Hontheim (Hrsg.), Historia Treverensis Diplomatica et pragmatica, 1, 1750, Bd. I Nr. 547, S. 802.; W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 119 Anm. 537.
(7) R. Laufner, Territorialstaat, S. 135; K.-H. Spieß, Die Wahlkämpfe in den Erzstiften Köln (1304) und Trier (1307), in: Gerschichtliche Landeskunde IX, 1973, S. 69-130, hier S. 88f.
(8) A. Goerz, Regesten, S. 63.
(9) 1303 CB II 113. W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 120.
(10) Codex Balduineus, Prooemium, in: J. Mötsch, Die Balduineen, S. 77f.; R. Laufner, Territorialstaat, S. 134ff.; K.-H. Spieß, Die Wahlkämpfe, S. 89. 上掲拙稿一一五頁以下。
(11) 1329 CB II 608.
(12) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 136f.
(13) 1329 CB II 608.
(14) Ebenda.
(15) ミュンスターマイフェルトはビンショフシュタイン城塞の北約五km地点に位置する都市であり、大司教のアムトマン所在地である(L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 479; W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 32 Anm. 86; K. Lamprecht, DWL III, Nr. 146. S. 175.)。
(16) 1338 CB II 390.
(17) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 120.
(18) 1338 CB II 390.
(19) この点について、H・ミッタイス Heinrich Mitteis の次のような指摘を参照。「レーエン法は真空の空間に浮遊していたものではない。既存の可能性(封主権が強化されるか、封臣権が強化されるかの二つの可能性)の中のどちらが実現されるか、またいずれの権力集団がレーエン法にその発展法則を指示しえたかという点に関する最後の決定は、常に社会的・政治的事情いかん

にかかっていた。社会的・政治的事情が、既存の又は生成しつつある法形成を利用する能力を決定したのである。……法の形成はしばしば力の領域における変動の単なる徴表にすぎないことがある」(H. Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters, 1940, 9. Aufl., 1974, S. 21.)。

(20) J. Leonardy, Geschichte des Trierischen Landes, S. 520 ; L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 91 ; A. Goerz, Regesten, S. 78 ; W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 146.

(21) これら四城塞はいずれもヒンテンフェルス城塞の近隣に位置する。これらのことに関し、L. Petry (Hrsg.), a. a. O., S. 478 und 479 の地図を参照。

(22) 1329 CB II 608.

(23) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 23 Anm. 45 を参照。

(24) 1338 CB II 390.

(25) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 153 Anm. 698.

(26) 上述四一頁。

(27) G. Theuerkauf, Land und Lehnswesen vom 14. bis zum 16. Jahrhundert. Ein Beitrag zur Verfassung des Hochstifts Münster und zum nordwestdeutschen Lehnrecht, 1961, S. 25.

(28) Ders., Artikel „Burglehen", in : HRG Bd. I , Sp. 563.

(29) „de dicto etiam castro et eius pertinentiis nulla umquam dampna faciam nec inferri permittam per me aut meos vel per alios quomodolibet prefato domino meo aut sue ecclesie neque suis subditis quibuscumque ecclesiasticis vel secularibus, sed si quid questionis habuero contra eorum aliquem, super eo coram predicto domino meo et successoribus suis vel coram eorum……officiatis recipiam vel faciam,quod est iuris" (K. Lamprecht, DWLIII,Nr. 122, S. 150f.).

(30) „…des sollen wir recht geben und nemen von geistlichen luden oder von geistlichen sachen vor iren geistlichen gerichten und von werntlichen luden und von werntlichen sachen vor unserm herren von Triere sinen nakommen oder iren amptluden daz sie daz bevelen" (1341 CB II 420).

(31) „und wes [ich] mit minem herren sinen nakommen deme stifte von Triere vorg.oder iren undertanen geistlichen odir wertlichen,die si verantwerten wollen,zu schaffene han oder gewinnen oder sie mit mir,das sal ich recht geben und nemen vor mime herren sinen nakomen oder iren amptluden,die sie darzu schicken" (K. Lamprecht, DWLIII, Nr. 154, S. 182).

(32) J. Leonardy,Geschichte des Trierischen Landes S.510 ; R. Laufner, Territorialstaat, S. 139 ; A. Goerz, Regesten, S. 68.

(33) J. Leonardy, a. a. O., S. 515ff., 527 ; R. Laufner, a. a. O.

(34) J. Leonardy, a. a. O., S. 530 ; A. Goerz, Regesten, S. 89 ; R. Laufner, a. a. O.

(35) L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 478 の地図を参照。

(36) 1341 CB II 656. Datierung に関して J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 1507 参照。

(37) 1341 CB II 656.

(38) K. Zeumer (bearb.), Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung I, 2. Aufl., 1913, Nr. 39 und Nr. 53 ; P. Sander und H. Spangenberg, Urkunden zur Geschichte der Territorialverfassung, Neudruck der Ausgabe 1922-26, 1965, Nr. 52 und 53. 上掲拙稿 | | 四頁以下及び同所註(3)も参照。

(39) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 161 も参照。

(40) Monumenta Germaniae Historica, Constitutiones VIII, Nr. 110, S. 177ff., hier S. 182, Art. XVI. Vgl. auch W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 157.

(41) Vgl. auch W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 23 Anm. 45.

(42) K. Zeumer (bearb.), Quellensammlung, I Nr. 53, Art. 6, 7 und 17. H. Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, neubearb. von H. Lieberich, 18. Aufl., S. 272f. 〔上掲世良訳 三八三頁以下〕.

(43) Vgl. auch M. Nikolay-Panter, Terra und Territorium in Trier an der Wende vom Hoch-zum Spätmittelalter, S. 118f.

(44) 特に terra に関して M. Nikolay-Panter, a. a. O., S. 119ff. 参照。

(45) HRG Bd. I ,Art. „Dominium (öffentl.-rechtl.)", Sp. 754f.

(46) Du Cange, Glossarium mediae et infimae latinitatis, I. Bd., unveränderter Nachdruck der Ausgabe von 1883-1887, 1954, Art. „bannum", S. 558. Vgl. auch Haberkern/Wallach, Hilfswörterbuch für Historiker 1, 6. Aufl, 1980, Art. „Bann", S. 59 ; J. und W. Grimm, Deutsches Wörterbuch, 1. Bd., 1854, Art. „BANN", Sp. 1113f.

(47) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 24 Anm. 47, S. 148. 1329 CB II 750.

(48) 1329 CB II 750. 上掲拙稿 | | | 九頁以下も参照。

(49) 1329 CB II 750.

(50) 1341 CB II 656.

(51) 抗弁放棄文言 renuntiare に関して、D. 2, 11, 4 fr. 4 及び K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte 2 (1250-1650), 4. Aufl., 1981, S. 44f. 参照。抗弁放棄文言は、前節で論じたキュルアルク城塞のアルクマン① Johann von Erdorf(上述一一一一六頁)のレーエン受領書にも現れる。すなわち、renunciamus insuper nostro et heredium nostrorum nomine omni actioni seu impeticioni nobis contra ipsum dominum nostrum aut ecclesiam suam ex quacumque causa vel nostris heredibus conpetentibus aut conpetere valentibus quovismodo と (1340 CB II 784)。

(52) 1343 CB II 657. Vgl. auch J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 1684 (Regest.), S. 556f.

(53) L. Petry (Hrsg.), Handbuch V, S. 99.

(54) 1340 CB II 651. なお Datierung について J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 1450 参照。

(55) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 163.

(56) 物権化に関し H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt. Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte, unveränderter Nachdruck der 1. Aufl. von 1933, 1974, S. 522 ; Ders., Der Staat des hohen Mittelalters. Grundlinien einer vergleichenden Verfassungsgeschichte des Lehnszeitaletrs, 1. Aufl., 1940, 9. Aufl., 1974, S. 339 ; Ders., Deutsche Rechtsgeschichte, 18. Aufl., 1988, S. 183〔上掲世良訳、一一七四頁以下〕. さらに、城塞レーエン制の分野における物権化について、上掲拙稿一三一頁以下も参照。物権化を示す類似の文言は、上述のフェーレン城塞についても現れる。上述五〇頁参照。

(57) 1340 CB II 651.

(58) Ebenda.

(59) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 172.

(60) なお、「城塞を有する者は支配権力を持つことと同義であり、またこの支配権力は、城塞が自由所有のものであれ開城義務を課せられたものであれ又はその他契約に基づいて利用しうるものであれ、城塞の数に伴って増大した」(H. Ebner,Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, S. 57)という指摘をも参照。

(61) Vgl. auch HRG Bd. I , Sp. 348f. なお一六世紀の法学はレガリアを独立的領邦権力の法的基礎の一つであると見做した (D. Willoweit, Rechtsgrundlagen der Territorialgewalt, 1975, S. 55f., 58, 61ff., 110)。

(62) D. Willoweit, a. a. O., S. 103f.

(63) 一六世紀の法学はランデスくルくの臣属関係を独立的領邦権力の法的基礎の一つであると見做した。D. Willoweit, a. a. O., S. 92, 110.

(64) 上述五〇—五三頁参照。
(65) 上述五五—五六頁参照。
(66) 上述五一頁参照。
(67) 上述五一頁参照。
(68) 上述第二節六、一一—一二、二三—二五、五一頁参照。なお、ビショフシュタイン城塞が事実上大司教の自由所有城塞であったことについて、上述四四—四六頁参照。
(69) 上述第二節二九—三一頁参照。
(70) J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 970, S. 629ff., hier S. 630. バルドゥインは一三二九から同三七年までトリール大司教領とマインツ大司教領の双方を統治した(J. Leonardy, Geschichte des Trierischen Landes, S. 514f.)。
(71) M. Nikolay-Panter, Terra und Territorium, S. 111ff. も参照。
(72) O. Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 5. Aufl., 1965, S. 231.成瀬治「Landständische Verfassung 考(中)——身分制の歴史理論的把握のために——」、『北海道大学文学部紀要』、一四巻三号、昭和四一年、九五頁。
(73) O. Brunner, a. a. O., S. 234.
(74) Ders., a. a. O., S. 236.
(75) この問題について、成瀬、上掲論文(中)、一〇一頁以下も参照。
(76) G. Knetsch, Die landständische Verfassung und reichsritterschaftliche Bewegung im Kurstaat Tier, vornehmlich im XVI. Jahrhundert, 1909, besonders S. 26ff. und S. 69.
(77) Vgl. auch M. Nikolay-Panter, a. a. O., S. 113ff.
(78) この種のブルンナー批判に関し、成瀬、上掲論文(中)、一三六頁以下註(52)参照。

四　むすび

レーエン制の領邦国家の拡充・強化に対する意義如何という問題に関し、良く知られているように、H・ミッ

タイスとO・ブルンナーの間にかなり鋭い見解の相違が認められる。[1] ミッタイスは、中世国家から近代国家への移行という国家生成の発展史の観点に基づいて、ドイツの領邦国家をイギリスやフランスと同列に置き、[2] 領邦国家発展の初期段階においてレーエン制が積極的な役割を演じたと主張する。[3] 領邦国家発展の初期段階の具体的始期について、彼は「〔皇帝〕フリードリッヒ二世の時代〔一二一二—五〇年〕にドイツ帝国はその国家形態の決定的変化を蒙った。この皇帝の治世に、ドイツ民族のナショナルな完結性を持った統一国家への統合が七世紀遅れるという運命が定まり、ドイツの政治的発展は高級貴族乃至領邦諸侯の掌中に収められるとともに帝国は独立的諸国家のルースな統一体となるべき運命が定まった。中世的国制生活の諸形式から近代国家への移行は、数世紀のうちに、帝国それ自体においてではなくラント諸侯の領国において実現された」と述べている。[4] その終期に関しては、彼は「一三〇〇年頃に、どこでも、新たな国家観念が発現するに至り、その人格的諸拘束を伴うレーエン制国家は客観的規則の体系へと自らを改造し始めた。レーエン制は国家の組織原理としては消滅し、封臣に代わって固定給を支払われた従属的官吏が登場した。レーエン制が近代になってまだ維持されたところでは、空虚な形式と化し、それは国家の指導的力としては一三〇〇年頃にその役割を演じ終えた」と述べる。[5] したがって、ミッタイスが考える領邦国家発展の初期段階とは一三世紀初期から一三〇〇年頃までの時期である。[6]

さてミッタイスの見解は、レーエン制国家 Lehnsstaat から官僚制国家 Beamtenstaat への移行をレーエン制が提供する手段によるレーエン制の自己克服の過程であると把握する彼独自の考え方に基礎を置いており、彼自身の実証的研究に支えられたものではない。[7] 彼によれば、教会領邦はレーエン制の領邦国家構築における指導的役割を示す最良の例であるという。例えば、マインツ Mainz 大司教領では一二世紀以後間断なく且つ計画的に大司教が城塞その他の軍事施設に関するレーエン寄進契約締結政策を推進し、あまたのレーエン関係は再び消滅したとはいえ、この政策はラインガウ Rheingau においてとりわけ継続的な成果をもたらした。[8] ハルバーシュタッ

トHalberstadt司教領では、司教は封主権を利用してランデスヘル権力を強化することに一層成功したし、ブレーメンBremen大司教領では、大司教アーダルベルトAdalbertの治世にレーエン関係を利用することによって大司教領内のグラーフ権力を可能な限り全部獲得する計画が立てられ、これが実現された。[9] ケルンKöln大司教領では、一三〇〇年以後になって初めて官僚制を梃子とした領邦形成が軌道に乗ったが、しかしその間大司教フィリップ・フォン・ハインスベルクPhilipp von Heinsbergが模範的な形でレーエン関係の網の目を拡大したのみならず、下級封臣との関係をも極力喪失しないよう努めた。[10] ヴュルツブルクWürzburg司教領では、国王による司教への高権的諸権利の授封やラント平和令の実施ではなく、グラーフ裁判所と十分の一税徴収権とに対する上級支配権をレーエン関係を通じて獲得したことが、大司教のヴュルツブルク大公領Dukatの本来的基礎をなした。[11] トリエントTrientとミュンスターMünster両司教領においても、ヴュルツブルク司教領におけると同様、司教はレーエン制を手段として大公権力を獲得しようと試みた。[12]

他方、ミッタイスは世俗領邦の形成に対するレーエン制の寄与について、領邦により顕著な相違があることを認めつつ、西南ドイツ・フランケンFranken・ニーダーラインNiederrhein・ザクセンSachsen・バイエルンBeyernの各領域に分けて考察を進めてゆく。西南ドイツ領域に関して統一的結論を得ることは不可能であるが、特にシュヴァーベン大公領Herzogtum Schwabenでは大公の意識的なレーエン政策が行なわれたとはいえ小規模な形に留まり、領邦形成に対して決定的な作用を及ぼすことはなかった。[13] この大公領のすべてのグラーフシャフトが大公にレーエン制的に従属していたわけではない。それどころか、抑も伝承にその痕跡すら残っていないことも稀ではなかった。フランケンでは、ライン宮中伯Pfalzgraf bei Rheinがその他の帝国諸侯領には見られなかったごとき規模でグラーフシャフトに対するレーエン制的支配権を掌握した。[14] ラントグラーフシャフト・ヘッセンLandgrafschaft Hessenではラントグラーフ・ハインリッヒHeinrich das Kindが目的意識的なレーエン政

策を展開し、それまでに弛緩していたミニステリアーレンとのレーエン関係を強化するとともに、新たなレーエン関係を設定することに努めた。ニーダーライン領域では、ゲルデルン伯 Graf von Geldern がグラーフシャフト内にある君侯の高級裁判区をレーエン寄進契約の方法を通じて獲得することに成功し、クレーフェ Kleve でも伯がこれと同じ政策を行なった。[15] ザクセンでは、一一八〇年ヴェルフェン家 Welfen のハインリッヒ獅子公 Heinrich der Löwe が帝国レーエンたるザクセン大公領を没収された後にもなおヴェルフェン家は依然として豊富な自由所有地を保持し続け、古来の封臣とのレーエン関係を維持しただけでなく、新たにレーエン関係を締結し、ここから利益を引き出した。[16] ヴェルフェン家のヘルシャフトは後にブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公領 Herzogtum Braunschweig-Lüneburg へと発展していったが、レーエン法がこの過程を決定的に促進した。バイエルンでは、一一八〇年以後バイエルン大公位を占めたヴィッテルスバッハ家 Wittelsbach は、シュタイアー大公 Herzog von Steier やイストーリエン大公 Herzog von Istrien のごときバイエルン大公領団体から離脱していた者を除くすべてのグラーフや貴族にレーエン制的誠実宣誓を行なわせることに成功した。[17] とりわけ、これによって大公レーエンとなったグラーフシャフトは、その後多くのグラーフ家の断絶に伴い大公に復帰した。大公は復帰したグラーフシャフトには直ちに中央集権化された裁判と行政を導入し、かくして権力を拡大することに成功した。この場合に、大公は復帰したグラーフシャフトを別の封臣に授封する義務を負わせられていなかった。けだし、授封強制 Leihezwang の原則は帝国レベルで国王が国王直臣たる帝国諸侯に対して負担した義務であるのに対して、[18] 領邦のレベルでは抑も一度も妥当したことがないからである。[19]

以上がミッタイスの見解の大要である。要するに、彼は封臣による自由所有財産（城塞・高級裁判区）のレーエン寄進契約、ランデスヘルの封主権の強化、グラーフシャフト又はグラーフ権力のレーエン化、レーエン関係の拡大、ミニステリアーレンに対するレーエン制的支配権の強化、封臣の家系の断絶に伴うレーエン財産の復帰

とそこへの官僚行政の導入等の事実に基づいて、領邦国家の拡充・強化過程におけるレーエン制の積極的意義を推論するのである。彼は上述のごとくレーエン制国家から官僚制国家（領邦国家）への移行をそれ自身が提供する手段に基づくレーエン制の自己克服過程であると見ている故に、右に述べた事実のうちでも特に、そこへの官僚行政の直接的導入を可能とするレーエン財産の復帰乃至没収、この可能性の増大をもたらす――グラーフシャフト・城塞・高級裁判権等の――レーエン寄進契約、機能的に見て官吏と同一のミニステリアーレンに対するレーエン制的支配権の強化の三つの契機を重要視していることは疑いない。とりわけレーエン没収とレーエン寄進契約に関し、彼が次のように述べていることもその証左となろう。すなわち、「領国は政治的措置・空席になったレーエンの没収・婚姻・売買を手段として拡充され且つ一円化された。さらに復帰したレーエンが再び授封されることは決してなく、授封強制の形成は阻止された」（傍点、筆者）[20]。「このような寄進レーエン feuda oblata は既にフランク時代に存在したが、中世になるとどこでも極めて重要な意義を獲得した。レーエン寄進契約を締結させることは、領邦諸侯と――特にフランスで――王権が政治的勢力圏を拡大するために好んで使った手段であった」（傍点、原文ゲシュペルト）[21]。この場合に、「自由財産の所有者が、代償として城塞建築のための資金を得る目的でその土地を寄進することが行なわれたことも稀ではなく、城塞も又（ラント）諸侯のレーエン（開城城塞）となった」[22]。なお、ミッタイスが領邦国家におけるレーエン制国家から官僚国家への移行を可能にしたもう一つの決定的契機を、領邦国家における授封強制の不存在にも求めていることは最早言うまでもないであろう[23]。

これに対して、O・ブルンナーはその主著『ラントとヘルシャフト』の中で「レーエン制は僅かな国制史的意義を持つにすぎない」と述べて、レーエン制の領邦国制史上の意義を極力低く評価しようとする[24]。彼は、地域誌研究 landeskundliche Forschung が殷振を極めているにもかかわらず領邦のレーエン制にほとんど考慮を払っていないという事実を立論の前提に据えて、右の結論を導き出すのであるが、既にこの前提が現在成り立たない

ことは、中世後期における領邦国家のレーエン制に関するG・トイアーカウフ Theuerkauf[25]、B・ディーステルカムプ Diestelkamp[26]、K＝H・シュピース Spieß[27]、W＝R・ベルンス Berns[28]等の最近の研究の存在そのものが示している。[29] ラントに関するブルンナーの一般理論によれば、ラントとはラント法 Landrecht によって統合されたランデスゲマインデ Landesgemeinde であるとされたために、[30] 必然的に、彼のラント論の中でレーエン制に与えられる余地は最初から小さなものになるということにならざるをえなかった。このことを、「レーエン制はテリトーリウムの内部構造に対して決定的意義を持たない」、[31]「……ランデスヘルのもう一つの支配分野たるレーエン高権は最早広義のラント法的領域にも一般的保護の領域にも属さない」[32] というブルンナーの言葉が良く示している。領邦国家の内部構造は、これを徹頭徹尾ラント法の次元で分析するというのがブルンナーの基本的姿勢だったのである。

次に、ブルンナーによれば、封主（ランデスヘル）と封臣の人格的関係は誠実 Treue を媒介とし、封主が封臣に「保護と守護 Schutz und Schirm」を、封臣が封主に「助言と助力 Rat und Hilfe」を与える相互的関係であったが、レーエン制の物権化の進展に伴って封臣の人格的義務（助言と助力）が後退・弛緩していった（以下A命題と略記）。[33] さらに、騎士的封臣はすべて騎士的生活様式を保持し・完全な武装能力とフェーデ権を有し・かくてラント法上完全な行為能力をも有するが故に、都市民や農民ほどに封主の「保護と守護」を必要としなかった（以下B命題と略記）。[34] これらの事情に加えて、封臣が保有したレーエン財産は極めて僅かであり、外に Eigen その他の所有形態に基づく財産をも所有していた（以下C命題と略記）。[35] また封臣が複数の封主をもつ重畳的レーエン関係が存在したために、ランデスヘルの封臣に対するレーエン制的支配権は限定的なものにならざるをえなかった（以下D命題と略記）。[36] 以上の根拠に基づいて、ブルンナーは、レーエン制的支配関係はルースなものであり、遂にはレーエン制は貴族の物権的権利へと退化するとともに私法の一特別領域と化し、ラントの拡大強化に僅かし

か寄与するところがなかったと結論するのである。[37] もっとも、ブルンナーはレーエン制の意義を認めないわけではない。一三世紀以後ランデスヘルが自己のレーエン高権を拡大する傾向が現れ、「ランデスホーハイトの拡大」と呼ばれているものは主にラント諸侯のレーエン高権の拡大に外ならない」。[38] ランデスヘルによるこの拡大政策は二つの目的を追求するものであった。第一に、貴族による自由財産のレーエン寄進政策を通じて、封臣の男系の断絶の際にレーエン復帰が生じこれによって直轄領 Kammergut を増大させるのみならず、レーエン寄進契約締結の際に同時に封臣の城塞に対する開城権をも設定しこれを統制下に置くという目的である。もう一つは、ラント内のその他の帝国直属封臣を排除し、この場合に特に流血罰令区 Blutbannbezirk の拡大を図るという目的である。しかし、ブルンナーは貴族的封臣（ヘレンと騎士）を何よりも先ず法＝平和共同体 (Land) の担い手 (Landvolk, Landleute) であると見[39] ここから、中世後期についてヘレンや騎士とランデスヘルとの関係においてはラント法上の義務の方が完全に前景に立ち、レーエン法上の義務はこれと反比例的に後景に退いていると考える。[40]

ブルンナーは戦後になって公刊した『国制史及び社会史の新しい道』の中で次のように述べ、『ラントとヘルシャフト』におけるよりもレーエン制の意義を高く評価するに至っている。[41] すなわち「グルントヘルと農民の関係、都市君主と市民ゲマインデの関係を挙げれば、我々が封建制と呼んでいる複合体の基本的諸要素に既に言及したことになる。この外になお中世盛期の国家のレーエン法的構造がある。我々はこの構造を、レーエン法が初めてその自律性を作りだしたのではない・既存の乃至抬頭しつつある局地的諸権力を一層強く支配者に拘束しようとする試みであると見ることができる。ハインリッヒ・ミッタイスは、ヨーロッパのレーエン制国家には集権化に向かう傾向が内在しており、また同時にこの傾向は強力な君主権が存在するところではどこでも実現されたということを明らかにしている。このように、このヨーロッパの「封建制」も又、国家構造の中で影響力を発揮する

ごとき合理的要素を含んでいる」と。[42] しかし、レーエン制の意義如何という問題は、上述のごとく、ブルンナーのラントに関する一般的理論の中に組み込まれ、しかもこの一般理論が戦後になってもなおほぼその儘の形で維持されている以上、我々は彼が全体としてはやはりレーエン制の意義を低く評価していると判断せざるをえない。もしそうでなければ、彼のラント論そのものが内部において齟齬を来すことになろうからである。

以上ミッタイスとブルンナーの各々の学説の概観を通じて、両者共がレーエン寄進契約に基づく貴族自由財産のレーエン化並びにこれに伴う開城権の設定とレーエン財産の復帰のチャンスの増大、及びグラーフシャフト＝流血裁判区（権）の拡大をもって、レーエン制によるランデスヘル権力の拡充・強化と捉えるのみならず、その時期に違いはあれ物権化の現象をレーエン制の領邦国制史上の意義減少の一つの指標と見做していることが明らかになる。この問題に関する両者の見解の相違は一見して思われるほど対立的ではなく、同一部分もあるのである。[43] 両者の全体的評価の差が各々の中世国家観と理論構成との相違に由来することは既に述べた。[44] 我々はここでこの問題に立ち入ることなく、別の問題、つまり、上述のごとく、ブルンナーが地方誌研究の不在をもってレーエン制の領邦国家構築に対する意義を低く評価したという問題点を、第二節と三節でトリール領域について明らかになった事実との関連で検討することにしたい。[45]

上述ブルンナーのA命題との関連で、一四世紀前半期トリール大司教領においても、城塞レーエンとレーエン城塞の両分野でレーエン制の物権化現象が進展していたことは既に述べた。しかし、城塞レーエン制の分野でブルクマンがしばしば城塞守備勤務と並んでレーエン財産の再下封の禁止・封主への反抗や敵対行為の禁止を義務づけられ、レーエン城塞の分野では封臣が軍役と主邸参向の外に時として城塞建造物保全の義務・専断的戦闘行為の禁止等様々な義務を課せられることによって封主たる大司教に法的に拘束されていた。[46] このことは大司教による封臣（貴族権力）の統制を意味するが故に、他方の物権化をもって直ちにレーエン制的支配関係の弛緩を推論

するのは当を得ていないといわざるをえない。[47] レーエン制は、ランデスヘルによる上からの積極的な政策を媒介として、新たな時代情況に適応しつつ――ローマ法の規定(抗弁放棄文言)の導入はその一つの表れであるが――、権力関係を再編成するという機能を果たしたのである。[48] なお、この種の批判はブルンナーのみならずミッタイスにも当て嵌まる。ブルンナーのB命題に関して、我々がレーエン寄進契約に照らして見たように、封臣は、自由財産のレーエン寄進から生ずる一つの反射的利益として、裁判その他の局面で封主たる大司教の保護を受ける権利を獲得した。[49] 騎士的封臣は確かに都市民や農民ほどには封主の保護を必要としなかったであろうが、しかしブルンナーのごとく、「貴族たるラントマン Landmann は保護をほとんど必要としなかった」(傍点、筆者)とまで言い切ることはできないように思われる。[50] けだし、貴族が保護をほとんど必要としなかったとするならば、貴族はほぼ完全に自律的な支配権力の保持者であり続けたことになり、かくして武力に訴えても大司教とのレーエン寄進契約締結を回避し、この自律的権力を守ろうと努め且つ守りえていた筈である。しかし、本稿で取り上げた貴族達は都市ボッパルトやエルツァー・フェーデに武力で勝利を収めた大司教バルドゥインの圧倒的実力の前にそれを敢行することはできなかった。[51] 彼らは大司教と争って不利益を蒙るよりは、その保護下に入って家系と財産の保全を計ることの方を選んだのである。ブルンナーのC命題に関して、確かに封臣の財産の全部又は大部分がレーエン財産であったわけではないであろう。しかし、それまで他人の支配権が全く及ばなかった貴族自由財産のレーエン寄進契約は、ブルンナーも認めるごとく、レーエン財産の封主への復帰のチャンスを増大させ、かくして封主の直轄領を拡大する可能性を含むものである。大司教バルドゥインは現実にもレーエン財産の復帰によって直轄領を拡大することに成功した。[52] 復帰による直轄領の拡大は単なる可能性に終わったのではなかった。封主たる大司教が復帰以外にも、寄進された財産のすべてを再授封することなく、その一部(高級裁判権・度量衡検査権・森林高権のごとき支配権的権利や土地)を自らに留保することによって、ランデスヘル権力を拡大す

ることができた。[53] また、レーエン寄進契約はともかく封主に新たに一つの支配権を付与し、貴族のアロディアール allodial な処分権を剝奪し、当該寄進財産に対するその他の封主の介入を予防するが故に、封主のランデスヘル権力の拡大に有利な情況を作りだすという効果をも生むのである。[54] それ故に、封臣が持つレーエン財産と自由財産の比率を問題とする考察方法は必ずしも生産的ではないと思われる。ブルンナーのD命題に関して、重畳的レーエン関係が常にレーエン制的支配関係の弛緩をもたらすものでないことは、ブルンナー自身がその意義を認め且つ本稿もその領邦国制史的意義を明らかにしてきたレーエン契約に基づく開城権の設定と、[55] ――封臣が大司教のみを優先的封主とする場合の――優先的レーエン関係[56]の存在が示している。それ故に、ブルンナーが領邦国制史に対するレーエン制の意義を低く評価する際に基礎とした根拠のうちA・Bの命題はトリール領域には当て嵌まらず、C命題は一般的に見て必ずしも成り立たない。またD命題はトリール領域のみならず一般的にも当て嵌まらないと結論せざるをえない。

それどころか、さらに第二節と第三節で明らかにしたように、レーエン制が一四世紀前半期トリール大司教のランデスヘル権力の拡大・構築に果たした役割はブルンナーの予想と見解を遙かに越えるが故に、領邦国家の拡大・強化に対するレーエン制の意義を低く評価する彼の見解はトリール大司教領には適用しえない。[57] このことは、上述のごとく彼のラント論がトリール大司教領には当て嵌まらないということと密接に関連する問題であることは改めて説明する必要もないであろう。[58] トリール大司教領に関するこれまでの考察から明らかになった結論はミッタイスの見解と相即的な関係に立つことになる。しかし、この結論を一般化することは許されず、今後その他の領邦国家についても、その構築に対するレーエン制の意義如何という問題を考察する場合には、ミッタイスとブルンナーのいずれの見解が成り立ちうるかを慎重に検討してゆく必要があるように思われる。この作業は論理必然的に、本稿でも示唆したごとく、ブルンナーのラント論自体の再検討にも波及していく可能性を伴うもの

といわねばならない。[59]

他方、ミッタイス学説にも問題がないわけではない。彼によれば、上述のごとく、レーエン制国家はレーエン制自体が提供する手段に基づくレーエン制の自己克服の結果一三〇〇年頃に官僚制国家に移行し、これに伴ってレーエン制は「国家の指導的力としては一三〇〇年頃にその役割を演じ終え」、以後「空虚な形式と化した」。[60] しかし、トリール大司教領について縷説したように、ここでは一四世紀前半期おいてもなおレーエン制はランデスヘルによる積極的な政策を契機としてその権力の強化・拡充を促進すると同時に、権力関係の組織化・再編成に寄与した。したがって、我々はレーエン制が領邦国制史上重要な役割を演じたとするミッタイスの見解それ自体を維持しながら、他方ではその時代的下限を一三〇〇年頃に設定する彼の見解を修正・相対化する必要性があると言わねばならない。[61] この点に関して、G・トイアーカウフも又次のようなミッタイス批判を行なっている。すなわち、「ミッタイスはドイツの諸領邦をその理論に取り入れる際に、諸領邦の国制とレーエン法とが多様であること、レーエン制は諸領邦において強靱に生命を保ち続けたこと、この二つの事柄を過小評価した。別の言い方をするならば、ミッタイスは西ヨーロッパの諸国家における国制の発展とドイツの諸領邦における国制の発展との間の類似性、及び「レーエン制国家」と「近代国家」が継起的関係に立つこと、この二つの事柄を過大評価した」と。[62] ミッタイスの教科書『ドイツ法制史』の改訂者たるH・リーベリッヒ Lieberich はその最新の第一八版（一九八八年）において、次のような所見を新たに書き加えるに至っている。「あまたの留保が付せられることであるが、中世後期の領邦国家構築に対するレーエン制の意義を過小評価するのは正しくない。レーエン制国家から官僚制国家への移行は、ドイツでは主にラントにおいて行なわれたが、それは一四九五年の永久ラント平和令の発効と共に初めて一応の終結を見た長期に及ぶ過程である。レーエン法は、その時まで、ランデスヘルによる勢力拡大政策と統合政策との優先的な手段であった」と（傍点、原文イタリック）。[63] トリール大司教バルドゥインによ

るレーエン制の徹底的利用は、従来大司教の支配権力下になかったものあるいは弱い支配権力下にしかなかったものを、大司教の支配権力下にあるいはより強い支配権力下に入れようとするものであり、大司教のランデスヘル権力の前進を意味し、大司教の政策的意図は明白に攻勢的である。M・ウェーバーが述べるように、「(レーエン)封建制は、「家父長制的」家産制とは逆の・「身分制的」家産制への方向における極限的ケースをなす」[64]とすれば、レーエン制は「身分制」と「家産制」の混合形態であり、力関係如何によって、封主権と封臣権のいずれをも強化する可能性を含むものである。しかしなお封主に一つの「支配権」を与えるレーエン封建制は、封主たるランデスヘルによる攻勢的な又は積極的な政策を通じて、ランデスヘル権力の強化に寄与しあるいは(領邦)国家形成的な機能を発揮する。

(1) 山田欣吾「領邦国家とレーン制」、『社会経済史学』、三〇巻三号、昭和四〇年、二六頁以下も参照。
(2) H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 449; Ders., Der Staat des hohen Mittelalters, S. 2, 4f., 21f., 342.
(3) H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 454.
(4) Ders., Der Staat, S. 342.
(5) Ders., a. a. O., S. 424.
(6) 他方において、ミッタイスは領邦の国家形成過程が行政技術的に見て帝国の国家生成過程を凌ぐのは一二五〇年頃であると見做している(Ders., Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 449)。
(7) H. Mitteis, Der Staat, S. 20f., 424f., 428f.; Ders., Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 4, 461.
(8) Ders., Lehnrecht und Staatsgewalt, 450.
(9) Ders., a. a. O., S. 450f.
(10) Ders., a. a. O., S. 452.
(11) Ders., a. a. O., S. 453.
(12) Ebenda.

(13) Ders., a. a. O., S. 454f.
(14) Ders., a. a. O., S. 455f.
(15) Ders., a. a. O., S. 456.
(16) Ders., a. a. O., S. 457.
(17) Ders., a. a. O., S. 458f.
(18) Ders., a. a. O., S. 442, 686ff.; Ders., Der Staat, S. 259, 264f., 266f., 336ff., 346, 427.
(19) Ders., Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 447f., 460; Ders., Der Staat, S. 360.
(20) Ders., Der Staat, S. 360.
(21) Ders., Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 505.
(22) Ebenda. Vgl. auch Ders., a. a. O., S. 621.
(23) 前出註(19)も参照。なお、山田欣吾氏は、中世後期・近世初期の北西ドイツ諸領邦(Bistum Münster・Herzogtum von Kleve・Grafschaft Mark・Zutphen)に関するG・トイアーカウフの研究(Land und Lehnsweesen vom 14. bis zum 16. Jahrhundert, 1961)にほぼ全面的に依拠しつつ、次のようなミッタイス批判を提起されている。「ミッタイスの主張とは逆に、北西ドイツの諸領邦においては、等族側の圧力により授封強制の原則が時として貫徹し」ており、「このようなところでは、レーエン制は一方的に封臣の地位強化の方向に作用せざるをえず、「レーエン制国家」の自己否定による「近代国家」の形成というミッタイスの想定したコースが生来する余地は全くなかった。それにもかかわらず、ミュンスター司教やクレーヴェ大公が領邦支配権を確立し、西北ドイツにおいては中位の領邦国家をまとめえたとすれば、それは、領邦国家の成立なる過程がミッタイスのテーゼによっては全く説明しえないこと、その過程が少なくとも基本的にはレーエン制とレーエン法以外の要素から説明されなければならないことを示している」と(山田、上掲論文、三二頁)。このように、氏は中世後期・近世初期北西ドイツ諸領邦における授封強制の存在という事実に基づき、ミッタイスのテーゼがこれらの領邦について成り立たないと主張されている。しかし、第一に、ミッタイスが領邦国家形成に対するレーエン制の積極的意義を主張したのは、本文で既に述べたように、領邦国家発展の初期段階(一二世紀初期からほぼ一三〇〇年までの時期)についてであるが故に、彼は、疑いなく、この時期からレーエン制国家はレーエン制が提供する手段による自己克服過程を開始し、しかも外ならぬこの時期にこそこの過程が最も進行するものと考えていたと我々は解釈せざるをえない。本文で上述したごとく、彼がこの初期段階以後の時期について、発展史的にドイツの領邦国家をフランスやイギリスと同一視したことと、レーエン制は「国家の指導的力としては一三〇〇年頃にその役割を演じ終えた」と彼が述べていること

がその証左となろう。したがって、氏のミッタイス批判は、ミッタイスが重視した領邦国家発展の初期段階を考慮しておられないように思われる。第二に、このことと関連して、本文で上述したようにミッタイスは、この時期の諸領邦――クレーフェも含めて――におけるランデスヘルのレーエン寄進政策と官僚行政の直接的導入が可能なレーエン財産の復帰とを特に重要視している。氏のミッタイス批判はこの二点を考慮されず、専ら北西ドイツの諸領邦における授封強制の存在――この点でのトイアーカウフのミッタイス批判は筆者も当たっていると考えるが――という観点から行なわれている。それ故に、氏のミッタイス批判は必ずしも有効ではないように思われる。

(24) O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 372.

(25) G. Theuerkauf, Land und Lehnswesen vom 14. Jahrhundert bis zum 16. Jahrhundert. Ein Beitrag zur Verfassung des Hochstifts Münster und zum nordwestdeutschen Lehnrecht, 1961.

(26) B. Diestelkamp, Das Lehnrecht der Grafschaft Katzeneinbogen (13. Jahrhundert bis 1479), 1969 ; Ders., Lehnrecht und spätmittelalterliche Territorien im 14. Jahrhundert, in : H. Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert I (Vorträge und Forschungen Bd. XIII), 1970, S. 65ff.

(27) K. -H. Spieß, Lehnsrecht, Lehnspolitik und Lehnsverwaltung der Pfalzgrafen bei Rhein im Spätmittelalter (=Geschichtliche Landeskunde 18), 1978.

(28) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Balduin von Trier (1307-1354) (=Vorträge und Forschungen, Sonderband 27), 1980.

(29) 「」の黙殺的な推論は、地域誌研究がそれまで充分に注意を払ってこなかった領域において自ら根本的に新しい成果を達成したうとき人〔ブルンナー〕の筆になるのであってみれば、なおのこと余り説得的な響きを持たない」(B. Diestelkamp, Lehnrecht und spätmittelalterliche Territorien, S. 65f.)。Vgl. auch K. -F. Krieger, Die Lehnshoheit der deutschen Könige im Spätmittelalter (ca. 1200-1437) (=Untersuchungen zur deutschen Staat- und Rechtsgeschichte, begründet von Otto von Gierke im Jahre 1878, Neue Folge Bd. 23), 1979, S. 8. 山田、上掲論文、二七頁下段も参照。

(30) O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 188ff., hier besonders S. 194.

(31) Ders., a. a. O., S. 355.

(32) Ders., a. a. O., S. 370.

(33) Ders., a. a. O., S. 269ff., 355f.

(34) Ders., a. a. O., S. 356, 372.
(35) Ders., a. a. O., S. 356, 370.
(36) Ders., a. a. O., S. 356.
(37) Ders., a. a. O., S. 356, 372.
(38) Ders., a. a. O., S. 371. 成瀬、上掲論文(中)、九四頁以下、山田、上掲論文、二六頁下段—次頁も参照。
(39) Ders., a. a. O., S. 234f.
(40) Ders., a. a. O., S. 372.
(41) Ders., Neue Wege der Verfassungs-und Sozialgeschichte, 1. Aufl., 1956, 3. unveränderte Aufl., 1980〔第二版の邦訳、石井・石川・小倉・成瀬・平城・村上・山田共訳、『ヨーッロッパ——その歴史と精神』、昭和四九年〕.
(42) Ders., a. a. O., S. 93〔上掲石井外訳、一三二頁。ただし、訳文は本訳書によらない。〕. レーエン制に対するブルンナーの積極的評価はDers., a. a. O., S. 152ff., 223f.〔上掲石井外訳、二二二頁以下、三四三頁〕にも現れる。
(43) 山田、上掲論文、二六頁上段も参照。
(44) 上述七〇末尾—七二頁。
(45) なお、ブルンナーのラント概念が、バルドゥイン治世時代のトリール大司教領に当て嵌まらないことについて、第三節六一頁以下参照。
(46) 上述四三—四八、五八—五九頁参照。
(47) 「……中世後期というフェーデが横行した時代にあっては、騎士がしばしば一人又は複数の諸侯とグラーフに対して負担せしめられたレーエン制的義務も又役に立つ勤務をもたらした」(傍点、原文イタリック)(D. Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte. Vom Frankenreich bis zur Teilung Deutschlands, 1990, S. 78)。
(48) 大司教がレーエン制のみを手段として支配権力を拡大したのでないことは、彼が建設・売買・征服(フェーデ)等によって自分の自由所有城塞を増やしたことからも分かる(上掲拙稿一一三頁)。
(49) 上述九、一八頁。
(50) Vgl. O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 372.
(51) 上述二六—二七、四六—四七頁。
(52) 例えば、大司教バルドゥインは一三一二年騎士Dietrich von Daunから復帰した城塞レーエンの半分をDietrichの娘婿

Theoderich von Runkel に再授封し、残り半分を自らに留保した（1312CB II 696. 上掲拙稿一四五頁）。レーエン城塞の分野では、バルドゥインは一三二四年四〇〇プァント・ヘラーのレーエン寄進料を支払うことによって Wildgraf Heinrich von Schmidtburg からその根拠地たるシュミットブルク Schmidtburg 城塞の寄進を受け、これを同人に再授封した(1324CRM III Nr. 126)。このレーエン寄進契約では Heinrich の「直系卑属 mine Lybes Erven」による相続が取り決められていたために、同二八年直系卑属を残さずに死亡した Heinrich のレーエン城塞シュミットブルクはバルドゥインの手に復帰した(E. Düsterwald, Kleine Geschichte, S. 80 ; W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 20, 115, 170)。恐らく同二四年のレーエン寄進の際に既に直系卑属をもっていなかった Heinrich が傍系親や女系親による相続を大司教に認めてもらうことも可能であるにもかかわらず、大司教に復帰することが明白に予想されるごとき契約を締結したのは、以前から敵対関係にある自分の従兄弟 Friedrich von Kyrburg にこのレーエン城塞が帰属する結果が生ずることを意識的に避けた故である(W.-R. Berns, a. a. O., S. 170)。Heinrich の親族達はこのレーエン没収をグラーフ家の相続権の侵害であると見做し、大司教に対して三次に及ぶフェーデを行なったが、結局同四二年大司教が最終的に勝利を収めた(J. Leonardy, Geschichte des Trierischen Landes und Volkes, S. 520f. ; W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 75)。

(53) ザールブルク城塞のブルクマン Thilmann von Rodemachern の例を参照（上掲拙稿一四五頁、上述五二—五三頁）。一六世紀の法学は裁治権 iurisdictio たる高級裁判権を領邦支配権そのものであると見做した(D. Willoweit, Rechtsgrundlagen der Territorialgewalt, S. 33ff., 109f.)。

(54) W.-R. Berns, Burgenpolitik, S. 71, 115 ; HRG Bd. II, Sp. 1700. 上述三〇—三一、五九—六〇頁等。

(55) 上述二三—二四、四一—四三、五四頁末尾—六〇頁。

(56) 優先的レーエン関係は複数封臣関係によって弛緩した封臣の誠実義務を再び強化するために作り出された制度である(HRG Bd. II, Sp. 234)。前節註(62)及び同所本文も併せて参照。上述二三—二四、四〇—四三、五九—六〇頁。

(57) 第二節二九—三二頁、第三節五九—六〇頁参照。

(58) 彼のラント論の問題性について、本節六一—六二、七四—七六頁参照。

(59) ブルンナーのラント論に対して、我国でも既に世良晃志郎氏（「オットー・ブルンナーの「ランデスヘルシャフト」観について——身分制社会研究ノート——」、『法学』、三六巻二号、昭和四七年）、若曽根健治氏（「中世オーストリアにおける「ラント」」（一）—（二・完）、『法学』、三六巻四号、三七巻二号、昭和四八年）等によって批判が提出されている。

(60) H. Mitteis, Der Staat, S. 424. 本節六八頁。

(61) 「レーエン制は中世後期のランデスヘルに対してその支配領域を拡充し、強化する一つの法的手段を提供した。領域高権を求めるランデスヘルの政治的努力を促進するこの手段は、レーエン制の内的構造変化によって法的に可能となり、レーエン制はこの内的構造変化によって初めて近代への移行期にある領邦国家の強化に対して重要な業績をなし遂げるための能力を与えられた」(B. Diestelkamp, Lehnrecht und spätmittelalterliche Territorien, S. 85f.)。

(62) G. Theuerkauf, Land und Lehnswesen vom 14. bis zum 16. Jahrhundert, S. 16. 類似の批判を B. Diestelkamp, Lehnrecht und spätmittelalterliche Territoriren, S. 65ff.; Ders., Das Lehnrecht der Grafschaft Katzenelnbogen (13. Jahrhundert bis 1479), S. 6ff.; K. -H. Spieß, Lehnsrecht, Lehnspolitik und Lehnsverwaltung der Pfalzgrafen bei Rhein im Spätmittelalter, S. 2; K. -F. Krieger, Die Lehnshoheit der deutschen Könige im Spätmittelalter (ca. 1200-1437), S. 7 も行なっている。

(63) H. Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, neubearb. von H. Lieberich, 1988, S. 186.

(64) M・ウェーバー著、世良晃志郎訳『支配の社会学』、II、昭和三七年、三四六頁。さらに、磯村哲「ウェーバーの「西洋中世封建制論」覚書」、『法社会学』、二、昭和二七年、三三―四〇頁も参照。

〔付記　本稿は昭和六二年度文部省科学研究費補助金に基づく研究成果の一部である。〕